平成２３年度
教育に関する事務の点検・評価
報　告　書

平成２４年９月

寝屋川市教育委員会

は　じ　め　に

平成 19 年６月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され（平成 20 年４月１日施行）、教育委員会において、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

本市教育委員会といたしましては、法改正の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、平成 23 年度の様々な施策・事業について、学識経験者からご意見を頂きながら、教育委員会自らが点検・評価を実施し、ここに報告書としてまとめました。

平成 23 年度は、将来のまちづくりを見据えた第五次寝屋川市総合計画が開始した年度であります。教育委員会においても、小中一貫教育の「第２ステージ」となる「寝屋川 12 学園構想」や、新たな文化拠点施設であるアルカスホールを活用した事業がスタートするなど、教育や文化面で大きく飛躍した一年となりました。

この点検・評価への取り組みを通じて、施策のより一層の充実・発展を図るとともに、“夢を育む学びのまちづくり”をめざして、『学校教育の充実』・『青少年の健全育成の推進』・『生涯学習の充実』・『文化の振興・スポーツ活動の推進』に取り組んでまいります。

今後とも、寝屋川市総合計画に掲げられたまちづくりの実現に向け、主体的に教育改革を進める中で、市民からの信頼に応えることができる教育行政の実現に努めてまいります。

寝屋川市教育委員会

委員長　村田　茂

目　　次

Ⅰ　点検・評価方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P1

Ⅱ　点検・評価結果

１　学校教育を充実する

⑴　幼稚園教育の充実

【１】　幼稚園教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・　P3

⑵　小中一貫教育の推進

【２】　特色ある学園づくり・・・・・・・・・・・・・・・　P6

【３】　確かな学力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・　P10

【４】　英語教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・　P15

【５】　児童生徒の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・　P19

⑶　学ぶ力の育成

【６】　支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・　P25

【７】　教職員研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・　P28

⑷　教育環境の充実

【８】　学校園施設の充実・・・・・・・・・・・・・・・・　P32

【９】　就学の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P36

【10】学校給食の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P39

【11】学校保健安全の推進・・・・・・・・・・・・・・・・　P41

２　青少年の健全育成を推進する

⑴　地域教育コミュニティの推進

【12】地域教育コミュニティの基盤整備・・・・・・・・・　P43

【13】留守家庭児童会の運営・・・・・・・・・・・・・・・　P45

⑵　青少年活動指導者の養成

【14】青少年リーダーの組織化・・・・・・・・・・・・・・　P47

３　生涯学習を充実する

⑴　学習環境の整備・充実

【15】学習活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P51

【16】図書館の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P57

⑵　家庭の教育力の向上
【17】家庭の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・　P63
４　文化の振興を図る
⑴　文化活動の促進
【18】文化活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・　P66
⑵　文化財の保存・活用・継承
【19】文化財・地域文化資源の収集・保存及び公開・活用・・・　P71
５　スポーツ活動を推進する
⑴　スポーツ活動の機会の充実
【20】スポーツ活動の機会の充実・・・・・・・・・・・　P74
⑵　スポーツ施設の整備・充実
【21】スポーツ施設の整備・充実・・・・・・・・・・・　P78

Ⅲ　語句説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P83

Ⅳ　資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P88

Ⅰ　点検･評価方法

点検・評価方法

1　趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものです。

【参考】　地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2　点検・評価の対象

点検評価の対象は、「第五次総合計画　前期基本計画」の施策事務事業体系に基づいて実施した、平成 23 年度の主な事業としています。

3　点検・評価の方法

(1)　点検・評価にあたっては、事業の進捗状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の方向性を示すこととします。

(2)　点検・評価にあたっては、教育委員会に「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、点検・評価を行いました。また、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方にも会議に入っていただき、ご意見やご助言をいただきました。

【学識経験者】

西川　信廣　氏（京都産業大学　文化学部　教授）

井上　芳光　氏（大阪国際大学　人間科学部　教授）

４　点検評価結果の構成

①施策の展開

「第五次総合計画　前期基本計画　夢を育む学びのまちづくり」の施策の展開ごとに評価シートを作成し、点検・評価を行いました。

②取組概要

各評価シートの事業概要を簡潔に記載しております。

③構成取組

各シートの目標達成に向けて、平成 23 年度に実施した主な取り組みを示しています。なお、「③構成取組」に掲げた事業の段落番号と、「④取組計画、「⑤取組実績」、「⑥評価」の段落番号については、連動しております。

④取組計画

「③構成取組」に掲げた取組ごとに、目標を達成するための方向性を示しています。

⑤取組実績

平成 23 年度の主な取り組み内容を、表などを取り入れまとめています。

⑥評価

学識経験者のご意見・ご助言をいただきながら、平成 23 年度の取組に対する成果や課題・方向性等を踏まえた教育委員会としての評価です。

Ⅱ　点検･評価結果

１　学校教育を充実する

1　幼稚園教育の充実

①施策の展開	幼稚園教育の充実	課名	学務課
②取組概要	幼稚園教育要領の趣旨に基づき、義務教育前の基礎を培う教育として、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた教育の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て支援や小・中学校及び保育所等と連携した特色ある幼稚園づくりを推進する。		
③構成取組	(1)　特色ある幼稚園づくり事業 (2)　子育てステップ活用事業 (3)　地域人材活用事業 (4)　ふれあい図書ルーム(1)事業 (5)　幼稚園規模の適正化事務		

④取組計画	(1)　様々な人たちとの交流を通して子どもの心と体を動かし、心身ともにたくましい子どもを育てられる特色ある幼稚園づくりを推進する。 (2)　幼児一人ひとりの特性に応じ、「子育てステップ」シートを活用し、保護者と子育てについて課題や成長を共有する。 (3)　幼稚園外の専門的な技術や知識を持った人材を活用し、幼稚園・家庭・地域社会の連携を強化する。 (4)　絵本の活動を通し、子どもの成長や親育ちを支援し、保護者や地域に開かれた幼稚園づくりに努める。 (5)　「公立幼稚園の運営と今後のあり方の実施計画」に基づき、公立幼稚園の効率的な運営を図る。

⑤取組実績	(1)　平成 23 年度～平成 25 年度は神田幼稚園を指定し、「レッツチャレンジ！～元気いっぱいの神田っ子～」として、体力づくりや伝承遊びに取り組んだ。

	○　体力づくり…インストラクターを招き、基礎的運動を軸として、リズム体操・ダンス・ゲームなどの集団遊びを行った。 ○　伝承あそび…達人の技を通じて伝承遊びへの興味や関心を持たせ、週１回チャレンジタイムを設けることで、根気強く頑張る力を育てた。 (2)　入園から就学までの２年間にわたり、子どもの成長を見つめ、幼児一人ひとりの発達に応じ、より豊かな成長を促すよう、保護者と教員が子どもの成長の方向を共有するため「子育てステップ」を活用した。 (3)　マジック・伝承あそび・パネルシアターなど、園児・保護者・未就園児・保育所児などに楽しみを共有できる場、時間を提供した。保育所・幼稚園交流の場として人形劇を楽しんだり一緒に遊んだり、赤ちゃんの参加もあり異年齢交流の場となっている。 (4)　６園の延べ利用者数（園児・保護者・地域の方）は年間 4,644 名であった。 (5)　第 24 期寝屋川市幼児教育振興審議会からの答申より、公立幼稚園の効率的運営の観点から、再編成や統廃合を含めた再構築の検討を行った。

⑥評価	(1)　下記の取り組みにより、園児に協調性や互いに刺激し合う意欲の向上が見られるようになった。 ○　体力づくり…水曜日は保育時間の都合上、活動が継続しにくかったため、次年度は木曜日に行うことで、短時間でも活動を継続し、より一層子どもたちの体力向上につなげるようにする。 ○　伝承あそび…チャレンジタイムでは、伝承あそびに対する意識が高まり、様々な技に意欲的に挑戦するような姿勢が見受けられた。

	(2)　「心豊かでたくましい子」の育成をめざし、「子育てステップ」を活用することで、幼児一人ひとりの発達・個性を大切にすることができた。 (3)　園児とともに地域の未就園児・保育所児も参加でき、活力ある幼稚園づくりの一環となった。園児と一緒に保護者も楽しみ、園児との会話が増えた、育児の疲れのリフレッシュができた、育児のヒントになったなどの感想が聞かれた。 (4)　幼稚園利用者が減っている中で、前年度比で利用者の微増があり、身近な場所で絵本に親しむことで、地域交流の場としての役割を果たした。 (5)　公立幼稚園就園率や多様化する市民ニーズを鑑みて、幼保一体化を含めた制度について、市長部局と連携を図り検討を行った。

２　特色ある学園づくり

①施策の展開	小中一貫教育の推進	課名	教育指導課
②取組概要	小中一貫教育のもと、それぞれの中学校区が９年間でめざす子ども像(2)を明確にする中で、特色ある学園（中学校区）づくりを推進し、子どもたち一人ひとりの学力・心力・体力をさらに高める。		
③構成取組	(1)　ドリームプラン事業 (2)　地域人材活用事業 (3)　学校評議員 (4)　教育実践の研究文・募集・褒賞式関係事務		

④取組計画	(1)　今年度より寝屋川 12 学園構想(3)として特色ある学園(中学校区)づくりを、３校(中学校１校、小学校２校)で進めるため、中学校区ごとの選考とする。校長会で趣旨説明の後、３校の校長がまとめた中学校区ごとの計画書・予算書を提出し、その後、選考委員会による書類審査及びプレゼンテーションによる選考会を実施し、指定中学校区を決定する。 (2)　地域人材の登録申請の後、小学校が総合的な学習等の講師として活用する。 (3)　教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長が推薦し、市教育委員会が委嘱する。(各校５名程度) (4)　校園長会において実践文の募集を行う。教職員の応募の後、選考委員会による審査を行い、最優秀賞、優秀賞、優良賞を決定する。また、褒賞式において、全員への褒賞授与とともに選考結果の発表を行い、さらに最優秀賞受賞者による実践発表を行う。

⑤取組実績

(1)　すべての中学校区が、めざす子ども像を掲げた小中一貫教育推進図を示し、ドリームプランについて積極的なプレゼンテーションで紹介した。６つの観点（子どもにとって魅力あるプランか。中学校区としてどう連携していくのか。学校全体で取り組めるのか。保護者、地域から支持されうるか。成果が期待できるか。予算が適しているか。）を審査した結果、10 中学校区が選考され、中学校区ごとの創意・工夫ある教育を推進した。

＜各中学校区の主な取り組み＞

【一中校区】一中校区スクールネットフェスタの開催

【二中校区】「美しい姿勢(体力)、前向きに取り組む姿勢(学力)、仲間作りの姿勢(心力)」の形成

【三中校区】ゴーヤのグリーンカーテンによる環境教育

【四中校区】映像と板書の一体化（黒板のホワイトボード化）

【五中校区】５－ＧＯサミット・子ども議会の開催

【六中校区】規律、礼儀、マナーを学ぶ「茶道」の実施

【七中校区】中学校生徒会による小学校での安全講習の実施

【十中校区】夢講演会（天文台職員・気仙沼市中学教員）の開催

【友中校区】メロディチャイムの導入

【中木田中校区】小・中英語交流会の開催

(2)　小学校で 771 回の活用を行った。具体的には、和太鼓指導、伝承遊び指導、国際交流指導、食育指導、華道指導等、32 種目の講師として招聘した。

＜地域人材の総活用回数＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総活用回数	680 回	840 回	771 回

(3)　小中学校で 160 名の学校評議員を配置した。

＜学校評議員の人数・内訳＞

	保護者	自治会	企業	社会福祉	社会教育	学識経験	同窓会	その他	計
小学校計	26 人	26 人	３人	21 人	５人	16 人	２人	９人	108 人
中学校計	13 人	15 人	３人	７人	５人	５人	０人	４人	52 人
23 年度計	39 人	41 人	６人	28 人	10 人	21 人	２人	13 人	160 人
23 年度％	24％	26％	４％	18％	６％	13％	１％	８％	100％

(4)　教職員の応募数 154 点（個人研究 139 点、共同研究 15 点）中、最優秀賞１点、優秀賞１点、優良賞８点を表彰し、うち最優秀賞・優秀賞の作品を褒賞式にて表彰した。

＜年度別応募点数＞

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
応募数	総　　数	133 点	135 点	154 点
	個人研究	122 点	120 点	139 点
	共同研究	11 点	15 点	15 点
応募校園数		４幼稚園・全小中学校	４幼稚園・全小中学校	全幼稚園・全小中学校

⑥評価

(1)　各学校の独自のプランから、中学校区のプランにするために、３校が互いに中学校区の課題や特色について共通認識を深めることができたことは、12 学園構想スタートのよいきっ

かけとなった。選考された中学校区では、学力・心力・体力の向上を中心とした学園としての課題解決に向け、合同の研修を実施したり先進校に学ぶなど、一体感のある取り組みが見られた。しかし、これまでの学校ごとの特色ある取り組みを継続しにくい点や、選考されなかった２つの中学校区については、小中学校の教職員の士気が低下するなどの課題もあった。

(2)　学校を心ふれあう場として位置づけ、子どもたちに新鮮な驚きを与え体験活動を実践する場とすることで、開かれた学校づくりが進み、学校の活性化が図られるとともに、児童と地域の人たちのコミュニケーションが図られた。また、各教科領域、環境教育、福祉、ボランティア体験など、今日的な教育の推進を図ることができた。

(3)　学校長のリーダーシップのもと、学校運営や学校の教育活動について、地域住民や保護者等の意向を把握し、反映させることができた。また、学校・保護者・地域の連携を図り、生徒の健全育成のため、開かれた学校づくりを推進することに繋がったが、評議員の構成が長年変化のない校区もあるのは否めない。小中合同評議員会の開催を行っている中学校区もあるが、今後、小中一貫教育の充実のため、小中合同評議員会をより一層広めていく必要がある。

(4)　全校園の教職員からの応募があり、応募件数も増えている。自らの実践内容を整理することに加え、実践研究の成果を市全体に広く普及させることにより、教育活動の充実や小中一貫教育の推進に活かされていると考えられる。しかし、選考委員からは研究実践文としての深まりが見られない作品もあるとの指摘もあり、今後、初任者を中心に論述方法等について研修を深める必要がある。

３　確かな学力の育成

①施策の展開	小中一貫教育の推進	**課名**	教育指導課 学務課
②取組概要	学力の向上を図るため、少人数指導やＩＣＴを活用した授業、放課後などの学習の場の充実、子どもたちの生活改善などを通して、学ぶ習慣・意欲の向上に努める。		
③構成取組	(1)　小中一貫教育推進事業 (2)　少人数教育推進事業 (3)　パソコン整備事業 (4)　まなびングサポート事業 (5)　学校教材・教具等購入計画指導事務		

④取組計画	(1)　第一回校園長会において、平成 23 年度を小中一貫教育の第２ステージのスタートの年と位置づけ、「寝屋川 12 学園構想」推進の趣旨を説明する。また、全教職員に共通理解を得るための冊子を配布する。さらに、小中一貫教育推進委員会を開催し、進捗状況を把握するとともに、今後の方向性を模索する。 (2)　きめ細かな教科指導を実現するために、少人数教育推進人材(4)を小学校１名、中学校２名の合計 48 名配置する。任用期間中は、資質向上のため研修を実施する。 (3)　電子黒板の購入計画を立て、入札に向けた仕様書を作成し入札執行の後、小学校５年生の全教室に配備する。 (4)　小中学校が大学生をサポーターとしての登録申請した後、教員補助者として学習指導等に活用する。 (5)　学校配当予算内において、小中学校が申請する学習活動に必要な教材教具の購入について、事務手続きを進める。

⑤取組実績	(1)　学校園の全教職員に「寝屋川市小中一貫教育アクションプラン(5)」の冊子を配布し、５年後、10 年後の具体的な目標を提示し、今後の方向性を示した。また、月１回、校長会課題別研修部会と指導主事ワーキンググループとで合同会議を開催し、各分野ごとにＰＤＣＩサイクルに則り、課題研究に取り組んだ。さらに、小中一貫教育推進委員会にて「小中一貫教育 12 学園構想の現状と今後の方向性」をテーマにして、小中一貫教育の成果と課題について検討を行った。 ＜学力＞学力向上校長ヒアリングの上に教頭ヒアリングを実施し、中学校区ごとの学力向上推進体制及び、取組状況について把握することができた。 ＜心力＞大阪府中学校道徳教育研究会に向け、市内全中学校で道徳教育推進教員を中心に研修を深め、公開授業を実施するとともに、11 月の研究発表会場となった第十中学校では、全クラス公開授業を行い、府下 650 名の参加を得た。 ＜体力＞全校で体力テストを実施するとともに、中学校区の３名の教員が福井県を視察し、小中学校体育研究発表会において報告を行った。また、その成果をもとに、寝屋川市の「体力づくり推進計画書」を作成した。 (2)　市の少人数教育推進人材を有効活用し、基礎的・基本的な学力の定着、きめ細かな教科指導を実現した。「確かな学力」の育成を図るため、個別指導やグループ別指導、少人数授業、習熟度別授業などを推進した。また、放課後や長期休業中の学習会において、教員と共に少人数教育推進人材が、個に応じた課題を用意するなど、きめ細かな指導により、授業内容の定着を図ることができた。(教員免許保持者 48 人中 38 人) (3)　電子黒板を市立小学校５年生の全教室(68 クラス)に配置し、わかる授業づくりに取り組んだ。さらに、これまで配備しているパソコンや書画カメラ等のＩＣＴ機器を活用した授業

を推進した。

【教員のＩＣＴ活用指導力調査(6)】

学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）

＜授業中にＩＣＴを活用して指導する能力＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
小　学　校 （※全国平均）	70.3% （※59.5%）	74.5% （※63.8%）	76.9% （※67.4%）
中　学　校 （※全国平均）	57.3% （※55.1%）	60.8% （※58.6%）	70.7% （※60.8%）

※　「わりにできる」「ややできる」の占める割合

(4)　教育に意欲をもった大学生を小・中学校に派遣し、ティームティーチングや少人数指導等、教員の補助を行った。

＜活動実績＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総活用回数	738 回	959 回	934 回
登録人数	41 人	47 人	57 人
大　学　数	22 大学	25 大学	24 大学

(5)　図書費を小学校１校当たり 90 万円、中学校 100 万円と前年度予算の約倍額とし、学校図書館の蔵書が充実した。また、新学習指導要領の実施等に配慮し、中学校に剣道の防具を昨年度に引き続き整備した。

＜学校図書館の蔵書冊数＞　　（各年度５月１日現在の冊数）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
小　学　校	203,982 冊	211,982 冊	203,494 冊
中　学　校	136,893 冊	142,202 冊	130,130 冊

※　平成 23 年５月１日現在、小学校蔵書率 85%、中学校蔵書率 92%を達成

⑥評価	(1)　小中一貫教育アクションプランの冊子を全教職員に配付し、目標と課題の共有化を図ったことは、本市の教育施策の有効な手立てとなっていると評価できる。今後、各中学校区の教職員が、学園構想としての意識をさらに高め、自らが推進役として主体的に取り組めるよう学校に対する指導助言を深めていく。 ＜学力＞すべての学校において学力向上推進組織が位置づき、学力向上のための具体的な取り組みが定着してきたことは評価できる。なお、高学力層と低学力層の二極化は解消されてきてはいるが、まだまだ課題は残されており、低学力層へのさらなるきめ細かな手立て、家庭学習の習慣定着に向けた取り組みが必要である。 ＜心力＞大阪府中学校道徳教育研究発表会に向け、寝屋川市の全中学校での取り組み、および第十中学校での研究発表会について、文部科学省の調査官や日本道徳教育学会会長から高い評価をいただいた。また、その影響を受け、次年度に行われる小学校の研究発表会開催に向け、全小学校が意欲的に取り組み始めた。 ＜体力＞体力テストのデータをもとにした、中学校区ごとの「体力づくり推進計画書」を作成できたことは、大変有意義であった。今後は、この計画書をもとに、各中学校区の課題に応じた具体的な取り組みを進める必要がある。 (2)　少人数教育推進人材の配置により、習熟度別授業など子どもの実態に応じた授業形態がより多く行えるようになり、学校のニーズに応じた、よりきめ細かな学習指導に取り組むことが可能となった。今後は、家庭とも課題を共有し家庭学習習慣の定着を図っていく必要がある。少人数教育推進人材については、全員教員免許所持者で任用・配置するよう努めていく。

	(3)　電子黒板の設置により、教材提示や児童の意見発表における利用等も含め、授業において、子どもへの興味・関心を深めることができ、非常に有効なものとなった。今後、学ぶ意欲や探究心をよりいっそう引き出すことをめざした活用法を研究するとともに、小・中学校での配備のあり方について、研究を深めていく必要がある。 (4)　大学生が子どもたちに接することにより、学校の活性化に繋がっている。しかし、サポーターを希望する学生が減少しており、今後、いかに人材を確保していくかが課題である。 (5)　新学習指導要領に対応した教材等の整備については、学校間で差があり、各校において計画的な購入を行っていく必要がある。また、蔵書率は上昇しているものの 100%には至っておらず、さらに学校図書の充実を図っていく必要がある。

４　英語教育の充実

①施策の展開	小中一貫教育の推進	課名	教育指導課
②取組概要	英語教育支援人材・外国人英語講師の配置、英検の受検料補助等により、英語力の向上に努めるとともに、児童生徒の国際理解を深め、コミュニケーション力の育成を図る。		
③構成取組	(1)　英検受検料補助事業 (2)　英語教育支援人材派遣事業 (3)　外国人英語講師業務委託事業		

④取組計画	(1)　小学６年生の児童英検(7)受検を全額補助する。中学校英検受検については、３年間在籍中１人につき２回の補助のうち、１回は４級受検料を全額補助し、中学２年生全員が受検する。 (2)　英語教育支援人材の補充募集を行い、小学校に 12 名配置する。各学校において、担任が一人で授業ができるよう指導支援を行うため、毎月、英語教育支援人材研修会を開催し、教材の交流、指導法研修などを行う。また、府事業「使える英語プロジェクト事業(8)」実施小学校４校においては、有効な活用方法等の研究を進める。 (3)　選定委員会により２社を選定し、中学校区（中学校１校・小学校２校）に１人の外国人英語講師（ＮＥＴ）を 12 人配置する。また、府事業「使える英語プロジェクト事業」実施中学校区２校での有効な活用方法等の研究を進める。

⑤取組実績

(1)　児童英検・英検受検により、児童生徒自らが英語力を確かめ自信に繋げられるよう、各校とも受検の啓発に努めた。小学校では、全小学校で児童英検を受検するとともに、中学校においては、英検４級を合格することが３級受検へのモチベーションに繋がることから、まず、中学校２年生での４級受検を推奨する学校が多かった。また、府事業「使える英語プロジェクト事業」実施校では、１年生が５級程度の英語力をつけることが成果指標になっており、第六中学校、中木田中学校の１年生が５級を受検した。

＜受検率の推移＞

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
級別	受検率		受検率		受検率	
	受検者数	在籍数	受検者数	在籍数	受検者数	在籍数
２級・準２級	2.9%		3.0%		1.8%	
	62 人	2,126 人	61 人	2,001 人	39 人	2,133 人
３級	29.0%		24.9%		29.0%	
	616 人	2,126 人	499 人	2,001 人	618 人	2,133 人
４級	39.1%		43.8%		87.7%	
	786 人	2,008 人	936 人	2,135 人	1827 人	2,083 人
５級	40.8%		35.7%		43.8%	
	874 人	2,140 人	745 人	2,086 人	917 人	2,095 人

２級・準２級受検率･･･２級・準２級受検者数／３年在籍数
３級受検率･････････３級受検者数／３年在籍数
４級受検率･････････４級受検者数／２年在籍数
５級受検率･････････５級受検者数／１年在籍数

【児童英検について】ブロンズ・シルバー・ゴールド受検

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
ブロンズ	本市６年生（平均点） 受験者数 1,948 人	85.7 点	86.3 点	86.1 点
	児童英検全体（平均点）	81.4 点	81.4 点	81.4 点
シルバー	本市６年生(平均点) 受験者数 83 人	83.9 点	85.7 点	86.4 点
	児童英検全体（平均点）	83.6 点	83.6 点	83.6 点
ゴールド	本市６年生(平均点) 受験者数 86 人	76.6 点	73.8 点	79.7 点
	児童英検全体（平均点）	74.5 点	74.5 点	74.5 点

(2)(3)　英語教育支援人材においては、担任と協力して授業を構築し、児童のコミュニケーション力を育成するため、支援者として授業を補助した。また、英語ルームの整備などにも尽力するとともに、市の研究発表会についても、小５・小６の授業について、指導案の作成や教材の開発を行い、国際理解に繋がる体験的なコミュニケーション活動を実施した。

外国人英語講師（ＮＥＴ）による、豊かなコミュニケーション活動により、児童生徒が国際コミュニケーション科の授業を楽しむとともに、学ぼうとする意欲も向上した。

11 月 11 日(金)と 12 日(土)の２日間、「寝屋川市小中学校英語教育特別推進地域研究発表会」を開催し、他市・他府県を合わせ、1,700 名を越える参加を得たが、その中で、支援人材ＮＥＴを活用した「小５・小６」の外国語活動と「中１」の外国語(英語)科に焦点をあてた研究の成果を発表した。また、府事業「使える英語プロジェクト事業」実施校による中学校区児童生徒の英語交流会を実施する中で、指導方法の改善や学習意欲の向上に向けた取り組みの研究も進めた。

⑥評価	(1)　英検受検については、４級の受検率が倍増したことは評価できる。３級受検については伸びなかったが、今後、４級合格者が確実に３級受検できるよう、さらなる授業改善とともに、ＮＥＴを活用した面接練習など実践的な指導を充実させていく必要がある。 (2)(3)　英語教育支援人材の配置により、小学校担任による国際コミュニケーション科の授業について、不安なく実施することができている。小学校における指導力の向上とともに、小学校間・小学校中学校間の連携や交流も図れた。また、外国人英語講師の配置等により、外国の暮らしや文化等に対する児童生徒の興味関心も、変わらず高い数値を示しており、国際理解についての意欲・関心が向上していると考えられる。しかし、特に中学校では、ＮＥＴを生かした授業を工夫しなければ、子どもたちのコミュニケーション力の向上には結びつかない。さらなる授業改善に取り組む必要がある。小５・小６・中１の３年間に焦点をあてた研究発表会については、発達段階に応じた指導法の提案という意味でも高い評価を得た。

5　児童生徒の支援

①施策の展開	学ぶ力の育成	課名	教育指導課
②取組概要	支援人材等を有効活用することで、不登校及びいじめ等の問題行動の早期発見・早期対応を図るとともに、未然防止のための開発的生徒指導体制づくりを行う。さらに、子どもたち一人ひとりに人権問題に対する知識・技能・態度を身に付けさせ、いじめや差別をなくすために主体的に判断し、行動できる力を育てる。		
③構成取組	(1)　中学生サミット、ピア・サポート研究事業 (2)　児童生徒支援人材派遣事業 (3)　スクールソーシャルワーカー(9)配置事業 (4)　スクールカウンセラー配置事業 (5)　人権教育推進事業 (6)　健康教育、食に関する指導事業		

④取組計画	(1)　開発的生徒指導の推進により、児童生徒の規範意識の醸成や人間関係能力の育成、問題解決力の育成を図る。 (2)　児童生徒支援人材を 12 中学校区に 24 名配置し、学習指導・生徒指導面でのきめ細かな支援を行う。一般募集を行い、面接選考により人材を精選して配置し、任用期間中は、資質向上のため定期的に研修を実施する。 (3)　各学校からの要請に応じ、ケース会議や各校の虐待研修の講師として派遣する。 (4)　各中学校区に１人ずつ配置する。（中学校を拠点として配置し、小学校への派遣も行う。） (5)　人権教育を根底とした取り組みを推進するとともに、「子どもの人権」に係る研修として、①児童虐待、②セクシュアルハラスメント、③体罰、いじめ、④発達障がいについての研修を実施するよう指導する。また、人権作品展や人権作文・

	人権詩の募集を行い、児童生徒の人権感覚を高める。 (6)　体力向上プランに基づき、児童生徒の健康教育推進に取り組む。また、正しい食に関する指導の在り方や望ましい食習慣に結びつく実践的な態度の育成を図る。

⑤取組実績	(1)　開発的生徒指導を推進するために、本市では、中学生サミット、及びピアサポート研究事業の取り組みを行っている。 中学生サミットでは、２回（８月、12 月）の会議を開催した。また、６月の奈良県吉野宮滝野外学校における「サミットキャンプ」には、各校執行部から 36 人が参加し、交流することができた。さらに、「いじめ」「環境美化」「笑顔挨拶」の３部門での取り組みを行った。 ピア・サポート事業においては、人間関係づくりプログラム「ハートプログラム(10)」を、同じ中学校区の２小学校の６年生卒業前、及び中学校１年生入学後の２回、全校で実施し、4,356 人が参加した。 (2)　教員補助者として、「登下校指導」「不登校児童生徒に対する家庭訪問・教育相談や学習支援」「問題行動等を起こす児童生徒への基本的生活習慣のサポート」「学習につまずきのある児童生徒への授業支援・個別の学習支援」「少人数授業・パソコン授業等の補助」等を行った。 (3)　家庭環境等、児童生徒の抱える問題に対して、学校・家庭・地域や関係諸機関等に働きかけることで、環境を改善し、不登校や非行などの問題行動の未然防止に努めた。また、各校でのケース会議が有意義なものとなるよう、ケース会議コーディネーター養成研修会の講師としての活用を図った。 (4)　人間関係や不登校等について、児童生徒や保護者の教育相談体制の充実に努めた。しかしながら、不登校については、中学校千人率が前年度から 2.0 ポイント上昇した。

＜不登校者数＞

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
不登校者数	27 人	189 人	27 人	152 人	35 人	167 人
不登校千人率 ※全国平均	2.0 ※3.2	29.6 ※27.7	2.0 ※3.2	24.0 ※27.3	2.7 ※3.3	26.0 ※26.4

(5)　児童生徒の「心の教育」を推進するため、道徳教育の充実に努めた。具体的には、11 月に第十中学校が、大阪府中学校道徳教育研究発表会において、全教職員で公開授業を行ったことをはじめとして、各校が道徳の研究授業・公開授業を積極的に行った。

　また、人権教育、体験学習（異年齢集団活動、自然体験活動、奉仕的体験活動、高齢者・障がい者の方々との交流）、読書活動等の充実を図るとともに、児童生徒自らが課題を解決するための自己指導能力を育成するため、児童会や生徒会活動等、児童生徒の主体的な活動を推進した。

　さらに、「小学校音楽会」や「アートメッセ寝屋川（小中学生図画工作・美術作品展）」を、アルカスホールを主会場にして行うなど、子どもたちの発表と鑑賞の機会を増やすとともに、児童生徒の人権意識の向上と啓発のための人権詩・作文や人権作品展にも取り組んだ。

　なお、本年度の児童生徒の人権詩・作文の応募 2,289 編の中から優秀作品を、冊子「にじの橋」（1,540 冊作成）に掲載した。

(6)　児童生徒の体力づくりに向け、各学園（中学校区）が、体力向上プラン「児童・生徒体力づくり推進計画」に基づき、体育の授業改善とともに、運動量を多く確保できるように取り

	組んだ。具体的には、小学校体育担当教員と中学校体育科教員が合同研修会を行い、新体力テストの結果を分析して、「体力づくり推進計画書」を作成し、中学校区ごとの体力状況に応じた授業プログラムを実施した。さらに、中学校体育研究会では、教師の資質の向上を目指す「授業力向上部会」・体力テストの研究を行う「体力向上部会」・寝屋川の良き伝統である組体操やダンスを研究する「集団演技部会」の３部会を設置し、子どもたちの体力向上に努めた。 　また、食育連携として、小学校栄養教諭が中学校で、中学校家庭科教諭が小学校で出前授業等を行った。また、毎月 19 日を「かみかみの日」として、大豆やするめなどの献立を（補助食品として）導入した。

⑥評価	(1)　中学生サミットでは、各校の情報交換や交流を通じて、いじめや不登校等の問題に対し、生徒会執行部としての意識を高め、自分たちの課題を自分たちで解決していこうという意識高揚が図れた。サミットキャンプでは、互いの理解を深めることでき、その後の活動に有意義に繋がった。 　ハートプログラムの実施により、児童生徒のコミュニケーション力の育成が図られるとともに、中学１年生における生徒間トラブル（暴力行為）も減少した。 (2)　児童生徒支援人材が、不登校児童生徒の家庭訪問や教育相談を粘り強く行うことにより、登校できなかった児童生徒が登校できるようになったケースが増えている。また、放課後の個別学習については、児童生徒支援人材を活用して、全小中学校で実施し、子どもたちの家庭学習の習慣や学ぶ意欲の向上に繋がるなど、児童生徒に対する生徒指導上の支援や学習面でのサポートを全校で行うことができたことは評価できる。

(3)(4)　スクールソーシャルワーカーのアセスメントによって、関係諸機関に早期に繋げることや、問題行動を未然に防ぐことができた。また、虐待に対する各校の意識を高めることにも繋がった。スクールカウンセラー配置事業においても、学校と保護者との信頼関係の構築に結びついた。

　ここ数年、児童生徒の生活改善等の支援を行うことにより、不登校者数減少の成果が表れたが、抜本的な生活改善が図れない状況もあった。それにより、前年度より不登校者数が上昇したことは非常に残念である。今後、一人ひとりの児童生徒の生活習慣の改善に努めていくとともに、専門家等を活用した教育支援活動により、いじめや不登校、虐待への支援等に対し、より迅速な対応を行っていくことが必要である。

(5)　前述のとおり、第十中学校の道徳教育研究発表会における取り組みは、文部科学省や日本道徳教育学会の関係者から高く評価されたが、この取り組みをきっかけにして、本市の道徳教育の充実が全市的に広がりをみせていることは評価できる。また、学校現場で集団づくりや異年齢交流の大切さ等が再認識され、様々な体験活動が行われたことや、子どもたちの発表・鑑賞の機会を増やしたことは、児童生徒に豊かな心を育成するという観点から、有意義であった。今後、児童生徒自らが課題を解決する力の育成を図るため、児童会や生徒会活動等、児童・生徒の主体的な活動を推進するとともに、特に経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めることが必要である。

(6)　児童生徒の体力づくりに向け、各中学校区全体が、体育の授業改善・運動量の確保等に取り組んだことは、子どもたちの体力向上に繋がったものと評価できる。今後、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や各学校が実施する体力テストの結果を、さらに中学校区として分析・活用していくことで、

	成果を着実に上げていくことが必要である。また、栄養教諭を中心とした「食育プログラム」による生活習慣づくりの取り組みにより、今後の子どもたちの体力向上をより一層図っていくことが必要である。

6　支援教育の推進

①施策の展開	学ぶ力の育成	課名	教育指導課
②取組概要	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う。		
③構成取組	(1)　支援教育推進事業		

④取組計画	(1)　巡回参観や教育相談を通して、支援を必要とする子どもの課題を的確に捉える。また、各学校において、「個別の指導計画」・「個別の教育支援計画」を作成する。その計画に基づき、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うとともに、「校内委員会」の組織的な運営により、計画的・組織的な支援体制を確立できるよう指導助言する。 そして、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。また、通級指導教室の担当者と教育指導課の教育相談員チームが連携し、各小・中学校の支援教育の充実に向け、各学校をサポートする。 さらに、学習規律を整えながら、全ての子どもが安心して学び、達成感と新たな学習への意欲が持てる「ユニバーサルデザインの授業」づくり(11)を推進する。

⑤取組実績	(1)　小学校１年生全児童の巡回参観（全 24 校）、小学校３年生の巡回参観（希望校 14 校）に取り組んだ。また、教育相談員による相談活動等を 964 回、作業療法士等の専門職員による相談活動等を 569 回実施した。

	これまで教育指導課支援チームだけで取り組んできた教育相談に通級指導教室担当教員が参加したり、両者が合同会議を開催したりする中で、通級指導教室担当者も相談業務や各校の支援コーディネーター・支援学級担任等に対する助言を行えるようになる等、指導者としての人材育成を図ることができた。 どの子にもわかる授業の実施を図るため、各教科の教員が、授業チェックシートによる授業チェックを行い、授業改善に繋げた。

⑥評価	(1)　障がいのある児童・生徒への教育的対応について、全教職員の共通理解を深め、関係機関との連携を図り、校内委員会の適切な運営・支援教育コーディネーターの組織的な活用を行うことができている。その中で、教育相談員（特別支援教育士）や作業療法士が、学校や保護者の要望により学校を訪問し、具体的な支援方法をアドバイスしていることは評価できる。特に、小学校１年生全児童の巡回参観及び小学校３年生の巡回参観については、非常に有効である。この巡回参観については、他府県からの視察を受けるなど、全国でも類がない取り組みとなっているが、今後、小学校３年生の巡回参観についても、３年生全児童対象にすることにより、より適切な支援に繋げていくことが必要である。 通級指導教室担当者については、現在、支援教育についての見識が深いベテラン教員が担っており、指導者としての育成に繋がりつつあるが、数年後に若手教員に引き継ぐことになるという意味で、次世代の育成をしっかりと図っていくことが必要である。また、発達障がいの認知が広がっているという状況の中、それに対応していくために、教員がより専門的な知識やスキルを身に付けて対応していくことが求められている。 市内全教員が、授業チェックシートの活用等により授業改善

	を図るとともに、年１回以上の研究授業を行う中で指導力向上に努め、どの子にもわかる授業づくりを展開していくことが必要である。

7　教職員研修の充実

①施策の展開	学ぶ力の育成	課名	教育研修センター
②取組概要	市立学校園の教職員の資質向上をめざした研修を行うとともに、学習到達度調査(12)や教育研究員活動などの調査・研究の成果を活かし、学校の教育力向上を図る。		
③構成取組	(1)　教職員研修 （寝屋川教育フォーラム、教職員短期派遣研修を含む） (2)　教育研究員活動（共同研究校事業を含む） (3)　学習到達度調査 (4)　教育情報化コーディネータ(13)配置事業		

④取組計画	(1)　寝屋川市立幼・小・中学校園の教職員の資質向上のための研修と教育フォーラムを行う。また、全国の先進的な教育実践を学ぶために教職員を派遣する。 (2)　幼・小・中学校園の連携を進めるとともに、教育課題の解決や授業方法の質的・技術的向上を図るために、仮説を立て、検証する研究活動を行う。また、国語科、算数・数学科においては、９年間の学習指導のあり方を中学校区単位で研究する。 (3)　学習指導要領に定められている学習内容の定着度を測るために、小学校２～５年生を対象に国語、算数を、中学校１～３年生を対象に、国語、数学、英語（中学３年生は英語のみ）の学習到達度調査を実施する。 (4)　小中学校においてＩＣＴ機器を活用した教育の充実を図るため、各中学校区に１名ずつ教育情報化コーディネータを配置する。

⑤取組実績	(1)　寝屋川市立幼・小・中学校園の教職員に対して、その資質向上を図るために、教職員の経験年数、学校園の組織的運営、生

徒指導・支援教育等の様々な教育課題に対応する研修を実施した。また、学習指導要領の完全実施を踏まえ、小学校教科担当者研修や小中学校授業づくり研修を全教科にわたって行った。

＜教職員研修参加人数＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加人数	5,034 人	7,376 人	7,865 人

・　「寝屋川教育フォーラム 2011」では、児童生徒に自発性や自主性、自立性を育む開発的生徒指導をテーマに、中学生サミット(14)の取り組み発表と、学識経験者によるシンポジウムを行った。

＜教育フォーラム参加人数＞

	テーマ	参加人数
平成 21 年度	言語力の育成をめざして -「わかる」型と伝える技術-	1,506 人
平成 22 年度	ことばを育て思考力を鍛える -教科の力と学ぶ意欲をはぐくむ言語活動-	1,586 人
平成 23 年度	共に学び、共に育つ集団の育成 -問題を未然に防ぐ開発的生徒指導のあり方-	1,496 人

・　短期派遣研修として、東京都の英語教育先進校に教員を派遣した。先進的な英語教育実践を学んできた教員が、研修内容を英語教育特別推進地域研究発表会において英語教育の授業のあり方等を発表した。また、子どもたちの体力が全国のトップレベルにある福井県の教育実践校に学んできた教員が、小中学校体育教育研究会で研修内容を発表し、全小中学校が体力向上プランを作成することに繋がった。

(2)　市内幼・小・中学校園教員の中から委嘱した教育研究員 155 人（幼稚園 6 人・小学校 79 人・中学校 70 人）が、9 年間を通した教科指導やカリキュラム開発、幼小連携などの実践研究を

進め、研究紀要を作成して研究発表会を実施した。新学習指導要領の完全実施を踏まえて、子どもたちに付けるべき学力を明確にし、国語、算数・数学の具体的な授業方法のあり方について中学校区で共同研究を進めている。

＜研究部数：研究員人数＞

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
12 研究部：135 人	16 研究部：118 人	20 研究部：155 人

(3)　学習到達度調査の結果　（単位：％）

		小２	小３	小４	小５	中１	中２	中３
国語	正答率	79.2	75.5	62.7	64.6	69.8	64.0	—
	達成率	74.8	69.2	46.4	56.9	62.0	53.7	—
算数数学	正答率	88.5	79.5	76.5	77.2	72.7	59.9	—
	達成率	92.1	80.1	74.7	76.2	70.4	53.5	—
英語	正答率	—	—	—	—	82.8	69.5	62.0
	達成率	—	—	—	—	—	61.2	56.5

※　正答率とは、児童生徒が教科の問題に対してどれだけ正解したかをあらわしている。

※　達成率とは、教科の学習内容を理解していると考えられる児童生徒数の割合をあらわしている。

各学校の学力の課題が明らかになり、学校全体として指導方法の工夫改善、学習内容改善等、具体的な対応をしている。また、調査結果を記載した個人票と子どもの学習や生活の習慣に関する個票も作成し、学校における個人懇談等で活用している。

(4)　教育情報化コーディネータが、各小中学校においてＩＣＴ機器を活用した授業を実践するための環境整備や設置補助を行いつつ、デジタル教材の作成や機器操作のアドバイス等を行った。

⑥評価	(1)　教職員の経験年数に応じた研修を充実させ、教職員の資質向上に努めていく必要がある。また、研修受講者が、研修内容を学校園に持ち帰り、全ての教職員が共有し、実践することを前提とした教職員研修を今後も実施していくことが課題である。 ・　「寝屋川教育フォーラム 2011」では、市民・保護者・教職員が、寝屋川市の中学生サミットの実践と開発的生徒指導のあり方を共有した。 (2)　教育研究員活動による実践研究の成果が市立学校園に広く知らされることにより、教育活動の充実や小中一貫教育の推進に活かされている。今後も継続して、幼稚園と小学校の連携についての実践研究の推進と小中９年間を見通した国語科、算数・数学科をはじめ教科指導を研究しなければならない。今後は、児童生徒に知識・技能を活用する力を育むための指導方法の工夫・改善を一層進める必要がある。 (3)　学習到達度調査の結果から、多くの児童生徒は、基礎的・基本的な知識・技能は身に付けている。しかし、依然として知識・技能を活用する力に課題がある。説明文や図、グラフなどで示された情報から、わかることや考えられることをまとめたり、その理由を説明する力を子どもたちに付けさせることが必要である。また、家庭学習が定着している児童生徒の学習内容の理解度が高いことから、各学校では、家庭と子どもの学習内容の定着度を共有し、家庭と連携して、家庭学習の充実や基本的な生活習慣の改善に取り組んだ。 (4)　教育情報化コーディネータが、学校で研修を行うことにより、ＩＣＴ機器を使った授業を実施する教員が増えたことが成果である。今後も、教職員の個々のＩＣＴ機器の活用状況に応じたきめ細かな研修を実施する必要がある。

8　学校園施設の充実

①施策の展開	教育環境の充実	課名	教育総務課 施設給食課
②取組概要	学校園施設の耐震補強工事を推進し早期完成をめざすとともに、計画的に施設の改修や普通教室へのエアコン設置を実施する。また、学校園の警備などの安全管理や施設設備に係る保守点検、修理、維持管理を行う。		
③構成取組	(1)　施設耐震化推進事業 (2)　空調設備整備事業 (3)　屋内運動場改修事業 (4)　小学校校庭芝生化(15)事業 (5)　小中学校・幼稚園施設管理事務 (6)　旧明徳小学校跡地関係事務		

④取組計画	(1)　寝屋川市立学校園施設耐震化推進計画による小中学校の校舎・屋内運動場の耐震補強工事の前倒しを実施する。 (2)　学習環境の向上を図るため中学校の普通教室等にエアコンを設置する。 (3)　清潔でより使いやすくするため計画的に屋内運動場トイレのリニューアルを進める。 (4)　子どもが緑に親しめる環境づくりのため、小学校の校庭芝生化を推進する。 (5)　学校の安全を確保するため、小学校には学校安全監視員(16)を配置し、小学校、中学校、幼稚園において警備会社における機械警備業務を行い、学校安全の充実に努める。 (6)　公共施設等整備・再編計画に基づき、市長部局と連携を図りながら事務を進める。

⑤取組実績

(1)　国の平成 22 年度補正予算等を活用し、小学校の校舎棟９校 15 棟（内１棟は改築事業）、屋内運動場３校３棟、中学校５校８棟の耐震補強工事の前倒しを実施し、平成 23 年度末における耐震化率(17)は 70.3%となった。

＜学校園施設の耐震化率＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
耐震化率	44.3%	56.2%	70.3%

(2)　国の平成 23 年度第３次補正予算等を活用し、中学校 12 校の普通教室、支援教室、音楽室にエアコンを設置した。

(3)　耐震補強工事にあわせて、小学校３校の屋内運動場トイレのリニューアルを実施した。

(4)　各小学校区ごとに、芝生化実行委員会を立ち上げ、市民協働の観点で事業を進め、結果として、平成 23 年度末に、小学校 24 校全校の芝生化を完了することができた。また、芝生化に係る経費は、大阪府の芝生化事業補助金（10/10）を活用した。

＜小学校校庭の芝生化実績＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施校	３校	２校	19 校

(5)　小学校において、平成 17 年度から実施していた有人警備委託に変わり、学校安全監視業務として有人警備委託の業務内容を一部踏襲しつつ、各小学校に学校安全監視員を１名常駐配備し、外部からの不審者等に対する安全監視、施設等の監視と児童・教職員の安全管理確保に努めた。また、小学校、中学校、幼稚園において機械警備により施設の安全監視に努めた。

	(6)　旧明徳小学校の跡地にかかる関係機関との協議などを進めたが、平成23年度末まで、東日本大震災による被災者用の受入施設としたこともあり、一時休止した。

⑥評価	(1)　耐震補強工事の前倒しを実施し、耐震化率が前年度 56.2%から 70.3%となり、当初の推進計画以上に耐震化を進め、安全性が確保できた。今後、更に設計・工事の前倒しを実施し、耐震化率を平成24度に84.9%、平成25年度に100%となるよう事業を推進する。また、引き続き学校施設環境改善交付金等を活用して財源の確保に努める。 (2)　学校施設環境改善交付金等を活用して財源の確保に努め、中学校12校にエアコンを設置し、生徒の学習環境の向上が図れた。平成24年度についても、引き続き財源の確保に努め、小学校24校にエアコンを設置する。 (3)　３校のトイレをリニューアルし、清潔でより使いやすくなった。引き続き耐震補強工事にあわせて、屋内運動場トイレのリニューアルを実施する。 (4)　保護者・地域の協力もあり、積極的に事業を推進したことで、全小学校の子どもたちに緑に親しめる環境を提供することができた。また、事業実施にあたり、すべての地域で実行委員会を立ち上げ、市民協働の取り組みとして事業展開したことで、保護者・地域が学校・子どもと関わる機会をつくることができた。今後においては、芝生の維持管理に要する経費の補助など、実行委員会への継続的なサポートが必要である。 (5)　学校安全監視員の配置及び機械警備により、安全性は確保できた。今後も引き続き、学校、地域と連携を図り、手法等工夫する中、更に安全性を高めていく必要がある。

	(6)　旧明徳小学校跡地は、東日本大震災による被災者用の受入施設として緊急対応したことは評価できる。次年度については、公共施設等整備・再編計画をふまえ取り組みを進める。

9　就学の支援

①施策の展開	教育環境の充実	課名	教育総務課 学務課
②取組概要	園児・児童・生徒の保護者に対して、必要な経済的援助を行う。		
③構成取組	(1)　義務教育就学援助事業 (2)　特別支援教育就学援助事業 (3)　私立幼稚園児保護者補助金支給事業 (4)　私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業 (5)　公立幼稚園保育料関係事務（減免事務）		

④取組計画	(1)(2)　国の制度や他市の状況などを注視しながら、適正に制度を運用する。また、申請・認定・支給事務の一層の効率化を図る。 (3)　市単独事業である私立幼稚園保護者補助金制度を運用し、公私間格差是正に努める。 (4)(5)　保護者に対し、文書やホームページなどで、よりわかりやすく制度を案内する。

⑤取組実績

(1)　経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、学用品費などについて、経済的支援を行った。

＜義務教育就学援助認定状況＞　　（人員の単位：人）

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	人員	認定率	人員	認定率	人員	認定率
小学校	3,288	24.3%	3,319	25.2%	3,197	24.9%
中学校	1,728	27.1%	1,789	28.2%	1,879	29.2%
合計	5,016	25.1%	5,108	26.1%	5,076	26.3%

(2)　特別支援学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担の軽減を図った。

＜特別支援教育就学奨励認定状況＞　　（人員の単位：人）

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	人員	認定率	人員	認定率	人員	認定率
小学校	200	54.2%	181	51.0%	214	59.1%
中学校	55	47.0%	56	46.7%	47	38.5%
合計	255	52.4%	237	49.9%	261	53.9%

(3)　公私立幼稚園の入園料・保育料金の格差是正を図るため、私立幼稚園に通園する園児（４・５歳児）の保護者に補助を行い、経済的負担の軽減を図った。

＜認定状況＞　　※ 補助額は年額

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認定者数	1,793 人	1,528 人	1,557 人
就園奨励費補助対象者補助額	11,000 円	15,000 円・20,000 円	
就園奨励費補助対象外補助額	26,000 円	30,000 円	

(4)(5)　幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、市在住者で公立または私立幼稚園に通園の満３歳から５歳児を有する経済的に就園が困難な世帯に対し、幼稚園保育料等の減免や補助金の交付を行い、経済的負担の軽減を図った。

＜公立幼稚園（保育料減免）認定状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認定者数	295 人	249 人	205 人
認定率	49.1%	48.5%	45.7%

＜私立幼稚園（補助金交付）認定状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認定者数	1,950 人	2,045 人	2,088 人
認定率	79.3%	82.6%	83.1%

⑥評価

(1)(2)　経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施が図れている。今後も、申請・認定・支給に係る事務の適正実施に努めるとともに、国及び大阪府、他市の動向や実施状況を踏まえ、市財政の状況も勘案する中で、支給基準や支給項目等の見直しに取り組む必要がある。

(3)～(5)　今後も、国の補助制度も活用しながら、幼稚園教育の一層の普及充実のため、事務の効率化を図る。

10　学校給食の運営

①施策の展開	教育環境の充実	課名	施設給食課
②取組概要	調理施設の改修、厨房機器の取替えなどの給食運営事業、民間委託事業を計画的に実施するとともに、中学校給食検討委員会を設置し、中学校給食の導入に向けて準備を行う。		
③構成取組	(1)　学校給食運営事業 (2)　学校給食調理業務運営業務 (3)　中学校給食導入事業		

④取組計画	(1)　安全でおいしい給食を実施するために、「学校給食衛生管理基準(18)」に基づく衛生管理の徹底を図る。 (2)　学校給食調理業務の委託計画に基づき、小学校２校の民間委託を実施する。 (3)　中学校給食検討委員会を設置し、中学校給食の導入に向けた計画を策定する。

⑤取組実績

(1)　保健所、栄養教諭等による研修に加え、グループ別等による自主研修を行い、全体研修の場で発表するなど衛生管理の周知徹底を図る。平成 23 年度の衛生管理研修会の実施回数及び参加者数は 16 回、延 814 人であった。前年度は 14 回、延 745 人であり、対前年度より回数、参加者数ともに増であった。

(2)　学校給食調理業務の委託計画に基づき、平成 23 年４月から西小学校と堀溝小学校の給食調理業務委託を実施した。

＜委託実施状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
委託学校数	２校	４校	６校
直営学校数	22 校	20 校	18 校
合計	24 校	24 校	24 校

＜委託実績＞

平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
学校名	委託業者名	学校名	委託業者名	学校名	委託業者名
楠根小	阪神給食㈱	三井小	㈱ﾃｽﾃｨﾊﾟﾙ	西小	名阪食品㈱
梅が丘小	名阪食品㈱	石津小	双葉給食㈱	堀溝小	アイビス㈱

(3)　中学校給食の導入に向けて、中学校給食検討委員会を設置し、計６回開催した。検討委員会の最終報告書を受けて、実施方式、実施時期等の中学校給食実施方針を策定し、教育委員会定例会に諮り決定した。

⑥評価

(1)　計画的に継続して衛生管理研修会を実施することにより、衛生管理の徹底が図れた。

(2)　学校給食調理業務の委託計画に基づき２校を委託した。全ての委託校において、他の直営校と同様に衛生管理の徹底を図り、安全、安心な学校給食を実施した。

(3)　中学校給食実施方針に従って、効率的かつ効果的に事業を推進できた。今後については、円滑に事業を進め、市内中学校 12 校で、平成 25 年１月に一斉実施する。

11　学校保健安全の推進

①施策の展開	教育環境の充実	課名	学務課
②取組概要	定期健康診断を実施し、疾病予防や治療の指示など適切な措置を講ずるとともに、学校の環境を衛生的に維持し、児童・生徒等の健康の保持増進と学習能率向上を図る。また、学校園管理下における園児・児童・生徒の負傷等に際して各種給付金の手続きを円滑に行う。 通学途中での交通事故防止及び日常生活における交通ルールの普及啓発を行う。		
③構成取組	(1)　感染症対策・予防接種協力事務 (2)　学校医・歯科医・薬剤師の委嘱事務 (3)　日本スポーツ振興センター関連事務 (4)　ＰＴＡ協議会安全共済会関連事務 (5)　地域交通安全活動（通学指導）事業		

④取組計画	(1)　学校保健会養護教諭部会と協力して、国の学校保健（感染症対策等）の動向を探り、児童・生徒への感染症予防・対策に努める。 (2)　学校園において、定期健康診断を行うことにより、学校教育の円滑な実施とその成果を確保する。 (3)(4)　市立小・中学校及び市立幼稚園管理下における園児・児童・生徒の負傷等に際して、各種給付金の支払い手続きを行う。 (5)　児童の通学の安全を確保するため、関係機関と連携し通学路の安全対策を行う。また児童・園児に対して交通安全指導を行い、交通事故の防止に努める。

⑤取組実績	(1)　学校保健会全体調整会を実施し、個別の事案については随時調整を行った。 (2)　学校園において、定期健康診断を行うことにより、学校教育の円滑な実施とその成果を確保した。 (3)　学校管理下の事故（怪我）等へのスポーツ振興センター処理を円滑に実施した。 (4)　ＰＴＡ協議会安全共済会の保護者掛金を改正した。 (5)　春の交通安全教室、秋の交通安全教室及び自転車教室を実施した。

⑥評価	(1)　学校保健会養護教諭部会と協力して、国の学校保健（感染症対策等）の動向を探り、適切に事務処理を行えた。 (2)　今後も児童・生徒・園児の健康保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を確保する。 (3)　現在、おおむね小・中学校の現場で、日本スポーツ振興センター手続きの入力作業を行っているが、まだ数校が入力作業できない環境のため、今後、環境整備が必要である。 (4)　ＰＴＡ協議会安全共済会運営について、学校と協力して児童・生徒の事故等に対応しているが、児童・生徒数の減少からか、基金が増え続けている。そのため、平成 24 年度に掛金（規則）を改正することで、保護者負担を軽減することができた。 (5)　春・秋の交通安全教室に加え、平成 20 年度より全小学校での自転車教室も導入した。安全教育においては、事故の実態や発生のメカニズムについて、子どもに理解させることが重要であり、子どもたちが自ら身を守るという安全に対する意識が高まった。

２　青少年の健全育成を推進する

12　地域教育コミュニティの基盤整備

①施策の展開	地域教育コミュニティの推進	課名	地域教育振興課
②取組概要	各中学校区における拠点の整備や地域における指導者の養成に努める。		
③構成取組	(1)　地域教育協議会(19)活動推進事業 (2)　学校支援地域本部事業(20) (3)　学校安全体制整備推進事業		

④取組計画	(1)　寝屋川市地域教育協議会を結成し、開催（年３回）する。 (2)　寝屋川市地域教育協議会と連携を強化し、地域教育協議会事業及び学校支援地域本部事業の推進を図る。 (3)　小学校における学校支援地域本部の拠点を整備する。

⑤取組実績

(1)　12 中学校区の地域教育協議会を一本化して、寝屋川市地域教育協議会を新たに組織し、会議を年３回開催した。また、各中学校区における事業等の情報提供を積極的に行った。

(2)　各中学校区の地域教育協議会に地域教育協議会事業及び学校支援地域本部事業を委託することで、各中学校区での清掃活動や校区パトロール、あるいは各小学校での花壇の整備や学習支援、登下校の安全指導などを効率的に推進した。

＜地域教育協議会活動推進事業他参加状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域教育協議会（12 中学校区）	36,342 人	39,144 人	47,579 人
学校支援地域本部事業（ボランティア延べ活動人数）	95,244 人	107,164 人	138,152 人

(3)　6小学校において地域ボランティアの活動拠点を整備することができ、地域活動の充実を図った。地域における子どもの安心安全体制を充実させるために、子どもの下校時に地域パトロールカーや見守り隊活動を行うとともに、防犯意識啓発のために「子ども110番の家」の旗を住居、企業等へ掲出の呼びかけをし、地域に定着した活動になった。

＜学校安全体制整備推進事業取組状況＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
見守り隊登録者数（24小学校）	4,860人	4,801人	5,309人
子ども110番協力件数	4,369件	3,811件	3,859件
地域パトロールカー年間稼働数	96.9日/校	100日/校	101日/校

⑥評価

(1)～(3)　寝屋川市地域教育協議会の組織化を平成23年度に行うとともに、各中学校区間で積極的な情報交換を図ったことにより、学校教育の支援や地域コミュニティの向上に繋がった。しかし、地域の活動に差があることから、今後は活動状況を踏まえ、委託料の一律的な支出の見直し等を検討するとともに、学校と地域との連携を密にし、地域において特色を活かした活動の推進をめざしていく。

13　留守家庭児童会の運営

①施策の展開	地域教育コミュニティの推進	課名	社会教育課
②取組概要	保護者が労働などのため昼間家庭にいない小学校１年生から３年生までの児童に、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供する。		
③構成取組	(1)　留守家庭児童会児童健全育成事業 (2)　留守家庭児童会運営管理事務 (3)　留守家庭児童会施設管理事務		

④取組計画	(1)　放課後児童の健全育成を図る。 (2)　協力金の徴収方法について検討する。 (3)　大規模児童会の解消について検討する。

⑤取組実績

(1)　児童の放課後及び学校の休業日の生活拠点として異年齢集団の活動を通して、心身の健全な発達を促した。また、児童指導員の育成と指導力の向上のため、新たに「リーダー児童指導員」の職を設けるための事務を進めた。

・　これまで保護者から、開所時間の延長についての要望があったため、公立保育所・公立幼稚園に在籍している５歳児・４歳児の保護者を対象にアンケート調査を行った。

＜入会児童数＞　　（各年度５月１日現在）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童数 （１～３年生）	6,402 人	6,128 人	6,081 人
入会児童数	1,487 人	1,463 人	1,466 人

	(2)　協力金の徴収方法（平成 24 年度より分担金として位置づけ保育料として徴収）について、寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例を 12 月市議会に上程し、可決された。 (3)　大規模児童会の解消について、学校との連携により、平成 24 年度より東小学校で分割できるよう事務を進めた。

⑥評価	(1)　児童に放課後の適切な遊びや生活の場を与え、健全育成に資することができた。リーダー児童指導員採用の１年目となる平成 24 年度は、今後の方向性を確立するためにも、リーダー児童指導員の役割を明確にする必要がある。 ・　アンケート調査を実施した結果、開所時間の延長については、必要とするとの回答が全体の２％にとどまるなど、市民ニーズを把握することができた。 (2)　寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例を制定することで、平成 24 年度からは、納付がない保護者に対して督促を行い、納付を促すことで、市民負担の公平性への期待ができることとなった。 (3)　児童数の多い東小学校留守家庭児童会を、２つのクラブ分割の平成 24 年度実現に向け、具体的に道筋をつけることができた。

14　青少年リーダーの組織化

①施策の展開	青少年活動指導者の養成	課名	地域教育振興課
②取組概要	青少年リーダーを養成し、組織化を図ることにより、青少年の健全育成を自ら行える団体を育成するための指導・支援に努める。		
③構成取組	(1)　青少年リーダー育成事業 (2)　放課後子ども教室(21)推進事業 (3)　青少年健全育成推進事業 (4)　子どもへの暴力防止プログラム実施事業 (5)　青少年健全育成団体との協働		

④取組計画	(1)　市内在住の小中高生を、社会体験、国際交流やキャンプ活動等を通して次世代を担うリーダーとなるように養成する。また、自分たちの特技やパフォーマンスを披露し、競いながら青年交流を図る「青年祭」を企画し、開催する。 (2)　小学校の校庭や体育館、教室を利用しての体験や遊び、スポーツを行う機会を設ける。 (3)　中学生の主張、デイキャンプ、天体観測などの体験活動、子どもを守る市民集会、オアシス運動を青少年指導員会に委託している。 (4)　市立小学校３年生全員を対象に、子どもが関わる暴力を防止するための教育プログラムを実施する。 (5)　本市における青少年健全育成団体として、市域で活動している「青少年指導員会」ならびに、「市子ども会育成連絡協議会」に対して、青少年及び児童の健全育成を図るため事務支援を行う。

⑤取組実績

(1)　寝屋川リーダーズセミナー小学生クラブ(22)と寝屋川リーダーズセミナー中高生クラブ(23)を開催し、社会体験や国際交流、キャンプ活動を通してリーダー養成に努めた。また、「人の輪、青少年のネットワークづくり」を目的に青年祭を開催し青少年の交流を図ることができた。

＜青少年リーダー育成事業参加状況＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
寝屋川リーダーズセミナー小学生クラブ	485人	529人	561人
寝屋川リーダーズセミナー中高生クラブ	163人	339人	493人
青少年交流事業	―	ﾁｬﾚﾝｼﾞ・ｻﾞ・ﾄﾞﾐﾉ	青年祭
参加人数	―	129人	233人
総　人　数	―	361人	569人

(2)　放課後子ども教室推進事業は、24小学校全てで放課後や週末に子どもの安全で安心な居場所を確保し、地域の世代間交流・異年齢交流の推進に努めた。

＜放課後子ども教室推進事業参加状況＞

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間実施回数		2,549回	2,674回	2,097回
放課後子ども教室延べ参加人数	子ども	88,932人	100,609人	90,807人
	※大人	17,148人	18,606人	16,836人
計		106,080人	119,215人	107,643人

※　大人には、運営スタッフ等含む。

(3)　青少年活動の積極的な促進と青少年の健全育成を図るため、青少年指導員会と連携し、中学生の主張、子どもを守る市民集会、青少年育成促進事業の推進を図った。

＜青少年健全育成事業参加状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
中学生の主張応募者数	2,752 人	2,403 人	2,084 人
子どもを守る市民集会参加者数	883 人	944 人	833 人
青少年育成促進事業参加者数	2,374 人	3,625 人	5,582 人

(4)　子どもへの暴力防止プログラムでは、子どもが自分自身を守るための方法や嫌なことにはノーという強さを持つこと、誘拐等の行為に遭遇した場合の対処の仕方を学ぶ機会として、全公立小学校３年生 64 クラスに提供した。

(5)　各中学校区の青少年指導員会により、定期的に校区代表者会議を開催し、各中学校区間の情報交換を行った。

・　子ども会育成連絡協議会においては、新たにその運営方法や事業内容を検討し、10 月にオータムフェスティバルを開催した。

⑥評価

(1)　本市における青少年リーダー育成事業を推進するため、今後、青少年リーダー養成事業、青少年交流事業を実施するとともに、青少年居場所づくり事業(24)を計画し、青年リーダーの組織化に向けた方向性を示すことができた。また、自然体験セミナーについては、青少年リーダー養成プログラムの中で実施することとし、事業を統合することとした。

(2)　放課後子ども教室でのプログラムの充実を図るために、各小学校の実行委員会に積極的に情報提供することができた。今後は、年２回程度の事業説明会及び情報交換の場を設定し、スムーズな運営ができるよう努めていく。また、本事業を地域教育協議会が受託している学校支援地域本部事業等との整合性を図るとともに、地域協働協議会の動向を注視していく必要がある。

	(3)　青少年健全育成推進事業では、各中学校区における青少年育成促進事業において、参加者が大幅に増えており、今後も青少年指導員会と連携して、次代を担う青少年の育成に努める必要がある。 (4)　子どもへの暴力防止プログラムについては、いじめ、虐待等から自分自身を守るための方法や対処の仕方を学ぶ効果的な学年として、引き続き小学校３年生を対象に機会を提供していく。 (5)　青少年指導員会は、各中学校区を中心にオアシス運動や青少年育成促進事業等に積極的に取り組んでいる。今後は、青少年指導員の資質向上を図るための研修のあり方などが課題である。指導員の選考方法については、小学校区の割合等を勘案し、次回委嘱時（平成 26 年度）までに一定の方向性を検討する必要がある。 ・　子ども会育成連絡協議会については、現行の事務・事業及び今後の子ども会の状況などを勘案し、さらに、方向性について検討していく。

３　生涯学習を充実する

15　学習活動の充実

①施策の展開	学習環境の整備・充実	課名	社会教育課 地域教育振興課
②取組概要	あらゆる年齢層に応じた様々な学習機会や、多様な方法による学習情報の提供を行う。また、市民の学習活動の普及促進をめざし、指導者養成に努める。		
③構成取組	(1)　生涯学習推進事業 (2)　社会教育施策推進事務 (3)　施設管理事業（教育センター、中央公民館、エスポアール） (4)　成人式事業		

④取組計画	(1)　市民の生涯学習活動を支援するため、学習情報を提供し充実に努める。また、生涯学習関連施設（教育センター、中央公民館、エスポアール）と協働し、市制施行 60 周年記念事業として生涯学習記念事業を実施する。 ・　まちのせんせい(25)活用事業を積極的に推進するため、企画段階から依頼者の相談に応じる。 ・　成人教育講座事業については、ＰＴＡ協議会や各コミュニティセンターと連携しながら、市民ニーズに合致したテーマでの学習機会の提供を図る。 (2)　社会教育部内の職員が社会教育主事(26)講習や社会教育関係研修会等に積極的に参加し、指導体制の充実を図る。 ・　社会教育施策の充実を図るため、社会教育委員会議を開催する。 (3)　教育センター及び中央公民館、エスポアールにおいては、指定管理者(27)による効率的・効果的な管理運営に努める。教育センターについては、本館・体育室の耐震補強設計を行い、施設の安心・安全に向けた取り組みを図る。また、中央公民館に

ついては、講堂のピアノ買換えにより、施設・設備の充実を図る。

(4)　例年より早い段階から実行委員会を組織し、内容の更なる充実に努める。

⑤取組実績

(1)　市民の生涯学習活動を支援するため、各種講座やイベントの行政情報を提供する「講座･イベント編」、学習活動を行う団体やサークルの情報を提供する「団体･サークル編」の２種類の生涯学習情報誌（ねやがわ生涯学習あんない）を発行した。

＜生涯学習情報誌発行数・掲載情報数＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
発行冊数	5,500 冊	5,700 冊	5,700 冊
掲載団体数	1,026 団体	982 団体	916 団体
掲載講座数	748 講座	728 講座	796 講座

・　生涯学習の推進を図るため、生涯学習記念事業を実施し、講演会を行うとともに、生涯学習関連施設の利用者及び指定管理者による舞台発表や展示等を行った。（延べ参加者数 656 人）

・　まちのせんせい活用事業は実践交流会や、保育所・幼稚園・小中学校・福祉施設等へ積極的にＰＲを行った。

・　成人教育講座は、市ＰＴＡや市内コミュニティセンターと共催したため、市民ニーズをより反映した講座を開催することができた。

＜事業参加状況＞

	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
まちのせんせい養成活用事業	延べ登録者数	64 人	97 人	106 人
	派遣依頼件数	30 件	73 件	142 件
	派遣人数	31 人	69 人	136 人
成人教育講座	延べ参加者数	771 人	819 人	651 人

(2)　市民の社会教育活動を支援するため、社会教育部内の職員が社会教育主事講習の受講や各種研修会へ参加するなど、指導者の育成・資質向上を図った。

・　市民代表の意見を聴取し社会教育施策の充実を図るため、社会教育委員会議を年４回開催した。また、委員自らが社会教育行政に関する学習会を年６回、役員会を年 10 回開催した。

(3)　指定管理者による効率的・効果的な管理運営を行うとともに、より適正な管理運営となるよう、実地調査や指定管理者からの事業報告等による実績検証を実施した。

・　教育センターにおいては、施設の安心・安全に向け、本館・体育室の耐震補強設計を実施した。

・　教育センターの事業については、「子どもデイサービス事業」「生涯学習事業」「イベント事業」を実施した。利用者アンケート結果をもとに企画・実施するとともに、ものづくりを通して親子のふれあいを深める「親子アートフェスティバル」など新規事業も行い、創意工夫を行った。また、利用者に対し生涯学習に関する指導・助言を行い、事業参加者が新たにサークルを結成した。

＜教育センターの利用者数＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事業参加者数	41,467 人	51,111 人	47,888 人
貸館利用者数	20,982 人	16,847 人	19,771 人

・　中央公民館においては、講堂のピアノ買換えにより、施設・設備の充実を図った。

・　中央公民館の事業については、「市民大学」「寿楽学級」など従来実施している講座の充実を図るとともに、「親子音楽教室」などの新規事業を実施し新たな年齢層の利用促進を図った。

＜中央公民館の利用者数＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事業参加者数	19,989 人	21,772 人	20,004 人
貸館利用者数	147,877 人	164,011 人	154,000 人

・　エスポアールの事業については、「青少年成人事業」「児童健全育成事業」「親子ふれあい事業」「世代間交流事業」「子育て支援事業」を実施した。また、「東日本大震災写真展」等、新規事業を実施した。

＜エスポアールの利用者数＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事業参加者数	55,622 人	93,481 人	112,027 人
貸館利用者数	107,645 人	109,038 人	105,864 人

(4)　例年より早い段階から実行委員会を組織したことで実行委員自らが企画・立案に関与でき、自らの手で作り上げていくことができた。

＜成人式参加状況＞

	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
成人式	参加者数	1,412 人	1,378 人	1,406 人
	対象者数	2,318 人	2,195 人	2,325 人

⑥評価	(1)　市民の生涯学習活動を支援するため、生涯学習情報誌を発行するとともに、その内容をホームページに掲載し、幅広い情報提供を図ることができた。 ・　市制施行 60 周年記念事業として実施した「生涯学習記念事業」の一般来場者へのアンケートでは、89.7%、発表者へのアンケートでは 100%の満足度を得るなど、生涯学習の推進を図ることができた。 ・　まちのせんせい活用事業については、前年比 195%の依頼件数があり、大幅に活用実績が伸び、利用者から好評を得ることができた。また、マジックや伝承あそび、パネルシアターというジャンルへの依頼が非常に多かった。しかしながら、積極的なＰＲを行うことでまちのせんせいの依頼は増えたが、依頼内容に偏りがみられた。今後は、未派遣のまちのせんせいの活用や依頼の少ないジャンルのＰＲに積極的に取り組むとともに、さらなる人材育成と人材派遣に努めていく必要がある。 ・　成人教育講座については、コミュニティーセンターと連携することで、その地域におけるニーズに合った講座を開催することができた。 (2)　社会教育主事講習の受講など、指導者の育成・資質向上を図り、市民の社会教育活動を支援することができた。 ・　社会教育委員会議については、学習会を行うことにより、社会教育委員としての共通認識を持ち意見交換をすることで、社会教育委員会議の活性化を図ることができた。今後は、社会教育全般の系統的な計画策定をめざし、課題及び方向性について、社会教育委員とともに調査・研究することが必要である。 (3)　教育センター及び中央公民館、エスポアールにおいては、引き続き指定管理者による管理運営を行うとともに、実績検証を実施し改善事項を指示するなど、より適正にかつ効果的・効率的な管理運営となった。

	・　各施設におけるアンケート調査の満足度は、教育センター 98.3%、中央公民館 97.1%、エスポアール 93.2%となっており、いずれも良い評価を得ることができた。 ・　教育センターでは、利用者の安全確保のため、本館及び体育室の耐震補強設計を実施し、施設充実への取り組みを図ることができた。 ・　中央公民館では、グランドピアノを購入し、講堂に設置したことで、利用者から好評を得ることができ、施設・設備の充実を図ることができた。 (4)　新成人に対するアンケート結果で約９割の新成人に好評を得ることができた。

16　図書館の充実

①施策の展開	学習環境の整備・充実	課名	中央図書館
②取組概要	子どもの読書活動推進のため、ボランティアとの協働・学校園との連携を進める。また、利用者へのサービスの向上を図るため、蔵書やｅブック(28)などの電子情報の充実に努める。 読書環境の向上のため、図書館施設の整備・充実に努める。		
③構成取組	(1)　利用者サービス事業 (2)　読書普及啓発事業 (3)　資料収集・保存事務 (4)　障害者・高齢者・多文化サービス事業 (5)　図書館施設管理事業		

④取組計画	(1)　図書館蔵書の充実を図るとともに利便性の高いサービスを提供する。 ・　(仮称)駅前図書館設置に係る準備作業として、設計業務委託等を実施する。 (2)　市民との協働、学校園との連携を図りながら子ども読書活動を推進する。また、各種講座・イベントを通じて利用者の拡大を図る。 ・　市制施行 60 周年記念事業「音楽の絵本」を開催し、図書館利用者の拡大を図る。 (3)　資料の収集・保存事務を推進する。 (4)　障害者・高齢者サービスの充実を図る。 (5)　障害者・高齢者の読書環境充実を図る。

⑤取組実績

(1)　多様化する市民の資料ニーズに応えるため、図書館蔵書の充実を図った。また、インターネットによる予約受付を推進することにより、利便性の向上を図った。

・　（仮称）駅前図書館設置に係る準備作業として、設計業務委託等を実施した。

＜蔵書冊数＞　（単位：冊）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受入数	購入数	28,653	29,765	29,449
	寄贈数	984	995	1,208
	合　計	29,637	30,760	30,657
蔵書累計		429,036	449,609	454,633

※　点字図書・視聴覚資料を含む

＜貸出冊数＞　（単位：冊）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
中央図書館	737,947	700,978	677,700
東図書館	265,331	289,005	296,798
分　室	144,814	145,317	147,667
移動図書館	24,997	21,832	19,235
総　計	1,173,089	1,157,132	1,141,400

※　分室は西北・南・東北・西南４分室の合計冊数

＜インターネットでの予約サービスの状況＞　（単位：冊）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予約受付数	167,687	174,455	174,714
内ネット予約数	45,869 (27%)	49,471 (28%)	61,437 (35%)

(2)　子ども読書活動推進の一環として、赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を実施している。

・　早期教育の観点から、赤ちゃんに絵本を贈呈する時期を従来の「１歳６か月児健診時」から「４か月児健診時」に移行した。

＜子ども読書活動推進事業実績＞

事　　業　　名	開催回数	参加者数/贈呈数
子ども読書活動推進啓発講座	12 回	延べ 484 人
絵本と子ども　どんな絵本よもうかな	12 回	100 人
絵本で子育てにこにこ赤ちゃん	12 回	220 人
保育所でのブックスタート	36 回	2,330 人
絵本を贈ろう事業（１歳６か月児）	36 回	1,762 冊
絵本を贈ろう事業（４か月児）	36 回	1,945 冊

・　「寝屋川市子ども読書活動推進計画」（平成 18 年３月策定）は、平成 23 年度で終了した。子どもの読書環境を一層整備するため、引き続き、学校・幼稚園・保育所等への団体貸出用図書の利用を促進する。

＜団体貸出の貸出冊数＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
貸出冊数	48,573 冊	52,225 冊	43,681 冊
学校園所	53 校園所	55 校園所	49 校園所
家庭文庫の団体数	１団体	１団体	１団体
地域文庫の団体数	７団体	７団体	５団体
その他の団体数	55 団体	65 団体	62 団体

※　その他の団体とは、留守家庭児童会や読書関係の市民団体で学校園は含まない。

＜主な子ども向け講座・講演会等参加者数＞

講座名	参加者数
としょかんまつり	2,350 人
絵本タイム	3,884 人（256 回）
おはなしの入門講座	138 人（５回）
子どもの本に関するワークショップ	63 人
読み聞かせ講座	31 人（３回）
児童文学講演会	60 人
地域講座	89 人
春「子ども読書の日関連行事」	57 人
秋「子ども読書週間行事」	48 人

＜講座・講演会等参加状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	192 回	277 回	324 回
参加者数（児童）	5,178 人	7,175 人	9,604 人

・　平成 23 年度は市制施行 60 周年にあたり、記念事業の一環として、よこはま動物園ズーラシアンの演奏者による「音楽の絵本」を開催し、低年齢層を中心に読書普及の啓発を行った。

＜主な一般向け講座・講演会等参加者数＞

講座名	参加者数
「音楽の絵本」	850 人
スプリング fan・Ta・sia	80 人
アルビオーネコンサート	50 人
ウインターコンサート	70 人
文学講演会	72 人

＜講座・講演会等参加状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	25 回	31 回	18 回
参加者数（一般）	749 人	2,189 人	1,509 人

※平成 22 年度は国民読書年、23 年度は市制施行 60 周年にあたり、大規模な講演会等を開催したため、例年より参加者数が増加している。

(3)　市域の歴史に関する史料を調査・収集・保管し、得られた歴史情報を、様々な形で市民に情報提供・公開するため、収集した史料の概要を解読整理し、史料目録データを統合する作業に取り組み、平成 23 年度で目録データの入力が概ね完了した。

(4)　視覚障害者向け点字・録音図書の作成を、市民団体との協働で行い、23 年度は、点字５タイトル 18 巻、テープ録音 26 タイトル 173 巻、デイジー録音 107 タイトル 107 巻を作成した。

＜点字・録音図書貸出数＞

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
点字図書	ﾀｲﾄﾙ	14 タイトル	12 タイトル	11 タイトル
	巻数	33 巻	30 巻	28 巻
テープ図書	ﾀｲﾄﾙ	348 タイトル	359 タイトル	391 タイトル
	巻数	2,483 巻	2,428 巻	2,531 巻
デイジー図書	ﾀｲﾄﾙ	157 タイトル	202 タイトル	256 タイトル
	巻数	157 巻	202 巻	256 巻

(5)　視覚障がい者向け録音図書は、市民団体との協働でデイジー図書(29)作成を推進し、利用拡大のためデイジー再生機(30) ２台を導入した。また、国交付金を活用し、大活字本や録音図書（市販分）の充実、拡大読書器(31)の導入を行った。

⑥評価	(1)　図書館全体の年間個人貸出冊数は、前年度比約 1.4%減少した。平成 23 年度に利用規定を精査し、貸出冊数を１人 20 冊に制限した影響であるが、利用登録者数は増加しており読書人口を拡大できた。また、インターネット予約の促進により予約受付冊数が前年度比７％増え、利用者の利便性向上に繋がった。今後もインターネット予約促進の必要がある。 ・　（仮称）駅前図書館の設置に係る準備作業を進めることができた。さらに平成 25 年春の開館に向け取り組みを進める。 (2)　子ども読書活動推進事業の各講座では、3,134 人の参加があり、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」では、絵本配布時期を従来の１歳６ケ月児健診時から４ヶ月児健診時に切り替えた結果、早期に子ども図書室へ来館する親子が増える等の成果が見られた。団体貸出も多くの利用があり、子ども読書の環境を支えている。また、市制施行 60 周年行事として、「０歳からのクラシック　音楽の絵本」を開催する等、行事を通じて図書館利用者の拡大を図ることができた。 (3)　史料目録データを統合する作業は、23 年度で概ね終了した。今後、一般公開への条件整備を行い、図書館ホームページ上からの検索が可能となるよう作業を進める必要がある。 (4)　視覚障害者向けサービスでは、市民団体との協働で順次録音図書のデイジー化を推進し、利用者の利便性向上を図り、利用を拡大した。 (5)　デイジー再生機、拡大読書器を導入し、大活字本等の充実を図ることにより視覚障害者や高齢者の読書環境を充実することができた。

17　家庭の教育力の向上

①施策の展開	家庭の教育力の向上	課名	地域教育振興課
②取組概要	子育てやしつけに不安や悩みを抱える家庭を支援するため、家庭教育サポーターを小学校に派遣し、相談体制の拡充を図る。 社会教育団体などと協働し、市民のコミュニティの促進を図るとともに、市民との協働による生涯学習の機会の充実を図る。		
③構成取組	(1)　元気子育てフォーラム事業 (2)　家庭教育サポートチーム(32)派遣事業 (3)　家庭教育学級事業 (4)　関係機関・団体との協働		

④取組計画	(1)　元気子育てフォーラム事業を寝屋川市民会大ホールで実施する。 (2)　家庭教育サポートチーム派遣事業を行い、各コミュニティセンター単位に１人配置する。 (3)　家庭教育学級を、コミュニティセンターを中心に年 24 回開催する。 (4)　ＰＴＡ協議会及び婦人会協議会の活動が円滑に運営され、地域や保護者同士の交流や連携が図られることで、家庭や地域の教育力向上につながるよう、各種事業の支援を実施する。

⑤取組実績	(1)　元気子育てフォーラムは、「子どもたちの明日の笑顔のために」をテーマに、地域教育振興課の取り組み報告と園田雅春氏の講演会を開催した。 (2)　家庭教育サポートチーム派遣事業を行い、各コミュニティセンター単位（２中学校区）に１人配置（石津小・木田小・第五小・西小・中央小・神田小）し、子育てに不安や悩みを抱える保護者に接し、家庭の健全化、青少年の健全育成に寄与した。

(3)　家庭教育学級を、コミュニティセンターを中心に年 24 回、また子育て応援セミナーを６講座開催し、家庭教育力の向上を図った。子育て応援セミナーでは、その中でサポーターや家庭教育ファシリテーターを選出し、事業の企画や運営を進めた。

＜各種事業参加状況＞

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
元気子育てフォーラム		1,067 人	1,013 人	1,009 人
サポートチーム派遣事業	訪問回数	193 回	254 回	654 回
	相談回数	410 回	241 回	600 回
家庭教育学級		521 人	492 人	748 人

(4)　ＰＴＡ協議会は各中学校区ごとに選出された役員によって運営され、単位ＰＴＡの自主的な活動を支援するとともに青少年の健全育成、地域教育力の向上に貢献し、市の様々な事業へも積極的に参画している。支援事務としては各種事業が円滑に行えるように指導・助言を行った。

＜ＰＴＡ協議会支援事務参加者数＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
バレーボール大会	1,200 人	1,100 人	1,935 人
ＰＴＡ音楽祭	996 人	940 人	977 人
ＰＴＡ大会	1390 人	970 人	985 人
ドッジボール親善交流会	1,619 人	2,100 人	2,315 人

・　婦人会協議会は、平成 23 年度に 60 周年を迎えるにあたり、周年事業の開催などの指導・助言を行った。

⑥評価	(1)　元気子育てフォーラムは単なる講演会にとどまらず、現在、市が取り組んでいる家庭教育事業についても、市民に周知することができた。今後は、家庭教育支援連絡会と連携し、フォーラムの企画内容、運営方法を検討し、関係機関との連携を図りながら充実をめざす必要がある。 (2)　家庭教育サポートチームに関する市民のニーズは高く、平成23年度より２名増員し、コミセン単位で配置した結果訪問回数や相談回数が大幅に増え、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減に繋がった。今後は１中学校区１人（計12人）の配置をめざし、孤立する家庭への支援や家庭の健全化、青少年の健全育成のさらなる充実を図るとともに、サポートチームの資質向上にも努めていく必要がある。 (3)　家庭教育を推進するため、市民に学習機会を提供することができた。今後は、親学習の充実を図るとともに、新たな会場でも提供できるように検討していく必要がある。 (4)　ＰＴＡ協議会のスムーズな運営がなされるよう事業マニュアルの作成や事業の引き継ぎ等への指導・助言を行い、自主運営をめざす必要がある。 ・　婦人会協議会は教育や、環境、福祉、防犯等の幅広い分野で地域に根ざした活動を展開し、地域コミュニティの醸成を果たすことができた。女性の地域リーダーの活動に関し、一定の成果を得たため、平成23年度末を以って解散することとなった。

４　文化の振興を図る

18　文化活動の促進

①施策の展開	文化活動の促進	課名	文化スポーツ振興課
②取組概要	活動・発表・鑑賞の場や情報の提供を行うとともに、人材・団体などを育成・支援するなど、市民が自主的に文化活動を行うための条件整備を図る。また、地域交流センターなどを活用し、文化活動の発表の場、鑑賞の機会の充実を図ることにより、市民相互の交流・連携を深める。		
③構成取組	(1)　文化施策振興事業 (2)　文化団体の育成支援 (3)　アルカスホール(33)管理 (4)　市民ギャラリー管理 (5)　池の里市民交流センター管理運営		

④取組計画	(1)　文化のにぎわいフェスタや寝屋川音楽祭など活動・発表・鑑賞の場や情報の提供を行う。 (2)　人材・団体の育成・支援など、市民が自主的に文化活動を行うための条件整備を図る。 (3)　地域交流センター（アルカスホール）では、指定管理者と連携して市民への周知を図り、自主事業を推進することによって、稼働率の向上をめざす。 (4)　市民ギャラリーでは、文化関係団体と協働して、利用方法の改善や指定管理者の自主事業の充実に努める。 (5)　池の里市民交流センターでは、使用者が安心して文化・スポーツ活動に取り組める環境づくりのため、耐震補強設計事業を推進する。

⑤取組実績

(1)　アルカスホールの文化事業（全 15 事業）をはじめ、寝屋川音楽祭や市民たそがれコンサートなど、様々な文化の活動・発表・鑑賞の機会を提供した。

＜主な文化施策振興事業の参加状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
柿落とし公演及びオープニング記念イベント	－	－	延 7,737 人
文化のにぎわいフェスタ（市民文化祭）	延 10,197 人	延 10,147 人	延 14,458 人
寝屋川音楽祭	－	821 人	1,071 人
市民たそがれコンサート	885 人	1,080 人	505 人

※　平成 22 年度の市民たそがれコンサートは、４駅前で実施。

・　文化スポーツ情報誌「つながる」を、年４回発行し、文化・スポーツイベントの内容など、必要な情報を提供することができた。

(2)　文化関係団体と協働しながら、多様な事業を推進するとともに、文化振興会議(34)を２回開催し、文化に関わる人材・団体の育成・支援のあり方を審議するなど、市民の自主的な文化活動の促進に努めた。

(3)　アルカスホールの指定管理者と連携を図り、メインホールを中心に、市民に優れた文化・芸術の鑑賞の機会や発表の機会を提供した。

＜地域交流センター(アルカスホール)利用状況＞

	使用回数（回）			入場者数（人）		
	平日	土日祝	合計	平日	土日祝	合計
メインホール	63	95	158	16,363	21,903	38,266
ギャラリーなどその他施設	505	435	940	10,194	12,551	22,745
合　計	568	530	1,098	26,557	34,454	61,011

平成 23 年度　メインホール　稼働率　　44.6%
平成 23 年度　全施設　　稼働率　　44.0%

＜自主事業の実施状況＞

①お試しピアノコンサート（５回）830 人

②こどもカーニバル　　411 人

③ハッピーデイズ　　426 人

など、計 24 事業　3,978 人

(4)　市民ギャラリーでは、貸出しの柔軟な運用を行い、利用者ニーズに対応するとともに、（仮称）駅前図書館の開館に合わせ市民ギャラリーをリニューアルするため、展示室のレイアウトなどの検討を行った。

＜市民ギャラリーの利用状況（開催回数）＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
絵　画	11 回	14 回	18 回
陶　芸	1 回	1 回	1 回
写　真	7 回	10 回	7 回
書　道	0 回	3 回	1 回
手　芸	1 回	0 回	2 回
生　花	0 回	0 回	1 回
他	24 回	19 回	14 回
合　計	44 回	47 回	44 回

(5)　池の里市民交流センターの管理運営においては、施設の安心・安全に向け、本館・体育施設の耐震補強設計委託を行うとともに、多目的室や体育施設など、適切な維持管理を行い、多くの市民の利用に供した。

＜多目的室利用状況＞

	多目的室1	多目的室2	多目的室3	多目的室4	多目的室5	合計
人数	4,203人	3,185人	4,619人	9,298人	4,504人	25,809人

＜体育施設利用状況＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
団体利用	52,216人	53,459人	53,711人
個人利用	314人	262人	612人
合　計	52,530人	53,721人	54,323人

⑥評価

(1)　アルカスホールのオープニング記念イベントの実施など、多くの市民に文化活動・発表の場、鑑賞の機会を提供することができた。また、文化のにぎわいフェスタや寝屋川音楽祭など市民と行政が協働することにより、市民の自主的な参画を主体とした事業の推進を図ることができた。

(2)　文化に関わる人材・団体の発掘に向け、文化のたねを育てよう事業（平成24年度事業）の具体化に向けた検討を進めた。

今後とも、文化･芸術活動をより一層推進していくためには、市民の文化活動の実態把握や支援・協働等の最適な方策を検討していく必要がある。

(3)　平成23年４月に開館したアルカスホールを文化の振興とにぎわい創出の拠点として、多くの市民の利用に供することができた。また、アルカスホール指定管理者による効率的・効果的な管理運営を行うとともに、より適正な管理となるよう、実地調査や指定管理者からの事業報告等による実績検証を実施し

	た。利用者へのアンケート調査では、「受付窓口の対応がよかった」が約 67%であるなど、引き続き、利用者サービスの向上に努めていく必要がある。今後も、稼働率の向上とさらなる文化振興とにぎわいの創出に向け、多様な取り組みを推進していく必要がある。 (4)　市民ギャラリー指定管理者による効率的・効果的な管理運営を行うとともに、より適正な管理となるよう、実地調査や指定管理者からの事業報告等による実績検証を実施した。また、より一層稼働率の向上と利便性を考慮する中で、平成 25 年春に開館する（仮称）駅前図書館との管理運営の一体化や関連条例等の整備を円滑に行っていく必要がある。 (5)　市民が安全に施設を利用することができるよう、計画的に耐震化工事を実施し、また、多様な用途に使われている各室のさらなる有効活用を検討していく必要がある。

19　文化財・地域文化資源の収集・保存及び公開・活用

①施策の展開	文化財の保存・活用・継承	課名	文化スポーツ振興課
②取組概要	文化財の発掘、収集、保存及び調査・研究を進め、文化財を保存するとともに、次世代への継承を図る。また、文化財をわかりやすく展示、公開、活用するとともに、市内に点在する史跡、文化財、公園・緑地、文化施設、新寝屋川八景等を通して、新たな地域資源を発掘、活用することで、市民の「ふるさと　寝屋川」意識を高める。その一環として、国指定史跡高宮廃寺跡の活用調査等を行う。		
③構成取組	(1)　文化財保護・整理事業 (2)　文化財公開活用事業 (3)　新寝屋川八景の周知・活用 (4)　ネットワークサイン・ルート環境整備事業		

④取組計画	(1)　文化財保護審議会への諮問を行い、11 月に新たな市指定文化財の指定を行えるよう作業を進める。 (2)　７月に埋蔵文化財資料館での新企画展を開催する。 (3)　新寝屋川八景のパンフレットを活用して、市民に周知するとともに、新たな人形劇「トコトコはちかっちゃん」を上演することにより、郷土愛を深め、「ふるさと　寝屋川」の継承に努める。 (4)　ネットワーク・ルート上の誘導・説明サインの修繕を計画的に行う。

⑤取組実績

(1)　文化財保護審議会に諮問し、25 件目の市指定文化財として、菅原神社本殿の指定を行った。また、石宝殿古墳・高宮廃寺跡・神田天満宮のくすのき・春日神社のしいの社叢をはじめとした国府指定文化財の保存管理を行った。市内出土遺物整理、文化財防火デーに伴う防火訓練の実施、開発に伴って讃良郡条里遺跡の発掘調査を実施した。

(2)　埋蔵文化財資料館における企画展示を開催することにより整理作業を行った出土品を公開するとともに、期間を限って通常非公開の市指定文化財（法安寺木造聖観音坐像・西正寺絹本着色方便法身尊像）の公開を行った。また、市指定史跡太秦高塚古墳を古墳公園として公開活用を行った。展示説明ボランティア養成講習会を開催し、埋蔵文化財資料館でのボランティアを増員し、来館者の方へのサービスを向上させた。

＜埋蔵文化財資料館入館者数＞

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
3,133 人	3,137 人	2,736 人

(3)　新寝屋川八景を紹介したパンフレットを希望者に配布し、周知活動を行うとともに、アルカスホールオープニングイベントのひとつとして、人形劇「トコトコはちかっちゃん」を上演（入場者数 350 人）し、子どもたちに新寝屋川八景を紹介した。また、ホームページ上に市民が自由に投稿できるデジタルフォトミュージアムを開設した。

(4)　ネットワークサイン（市役所本庁前の国・大阪府・寝屋川市指定文化財及び新寝屋川八景の所在地と写真を掲載した大型サイン）の修繕を行った。

⑥評価	(1)　収集された遺跡出土品等の文化財の整理作業は膨大な量であり、今後は専門業者への委託による時間短縮も視野に入れ、文化財の収蔵場所・公開の方法の検討を行う。 (2)　讃良郡条里遺跡の発掘調査の成果について、現地において市民に公開することができた。また、「法安寺 木造聖観音坐像」など通常非公開の文化財を所有者の協力を得て公開することができた。文化財の公開をより一層推進していくため、池の里市民交流センターの収蔵文化財の在り方について調査・検討していく。また、国指定史跡高宮廃寺跡の活用について調査を具体化していく必要がある。 (3)　新寝屋川八景のパンフレットの無料配布や人形劇でのＰＲにより、市民への周知を図ることができた。今後ともふるさとねやがわの郷土意識を醸成していくためにも、人形劇は各コミュニティセンター等市民の身近なところで上演、また各種イベント等を通じ、幅広く市民に周知していく必要がある。 (4)　平成２年から設置している市内に点在するネットワークルートのサイン（案内板や説明板）については、耐久年数の長い製品を使用して傷んでいるものから計画的に修繕等を実施し、市民の利便性に供していく。

５　スポーツ活動を推進する

20　スポーツ活動の機会の充実

①施策の展開	スポーツ活動の機会の充実	課名	文化スポーツ振興課
②取組概要	スポーツ指導者研修により指導者の養成につとめるとともに、スポーツリーダーズバンク(35)制度を活用し、スポーツ活動に親しむ機会の充実をはかる。また、各種団体などと連携し、市民ニーズに対応したスポーツ事業の充実に努めるとともに、積極的な情報の提供を行い、スポーツ・レクリエーション活動の啓発を図る。		
③構成取組	(1)　スポーツ指導者養成・活用事業 (2)　市民スポーツ団体育成事業 (3)　生涯スポーツ・競技スポーツ推進事業 (4)　元気 夢 まつり支援事務		

④取組計画	(1)　スポーツ指導者を養成・活用するため、種目別講習会及びスポーツインストラクター養成講習会を実施するとともに、スポーツリーダーズバンク制度の周知に努め、スポーツ機会の充実を図る。 (2)　ＮＰＯ法人市スポーツ振興連盟加盟の 25 団体（市スポーツ少年団含む）や池の里クラブと連携を図り、組織強化・自主運営の促進に努める。 (3)　育児ママさんスポーツ教室、市民ウオーキング（年２回）を開催するとともに、市民体育大会及び北河内・府等代表選手派遣事業を委託し、円滑に業務を遂行する。 (4)　社会教育団体等と協働して、寝屋川 元気 夢まつりを実施する。

⑤取組実績

(1)　安全で効果的・効率的なスポーツ活動を促進するため、インストラクター養成講習会などスポーツ指導者養成・活用事業を実施した。

＜スポーツ指導者養成講座等参加状況＞

区　分 ＼ 年　度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
スポーツリーダーズバンク制度の活用（登録者数）	145人	170人	203人
種目別講習会の開催（参加者数）	1,172人	1,525人	1,269人
スポーツインストラクター養成講習会の開催（参加者数）	51人	40人	45人

(2)　ＮＰＯ法人市スポーツ振興連盟加盟の 25 団体（市スポーツ少年団含む）及び池の里クラブ（総合型地域スポーツクラブ(36)）を育成・支援するため、会議の開催等により、団体との連携・強化に努めるとともに、各種事業の推進等を通じ、組織強化や自立促進等を図った。また、スポーツ推進委員会では、定期定例会の開催や全国・近畿圏の研究協議会へ参画するとともに、スポーツ推進委員による市民に対するスポーツ実技の指導等を実施した。

(3)　育児ママさんスポーツ教室や市民ウォーキングを開催するとともに、市民体育大会及び北河内・府等大会代表選手派遣事業を実施した。

＜育児ママさんスポーツ教室（16回開催）の参加状況＞

※　ミニテニスやバドミントン、ソフトバレーを実施。

＼	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	延べ235人 （保育263人）	延べ265人 （保育284人）	延べ195人 （保育218人）

＜市民体育大会及び北河内・府等大会の参加状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市民体育大会	8,416 人	8,309 人	8,002 人
北河内地区総合体育大会	373 人	351 人	395 人
大阪府総合体育大会	83 人	99 人	170 人

＜市民ウォーキングの参加状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加者数	5,146 人	中止	283 人

※　年２回実施。平成 22 年３月実施分は開通を記念し、第二京阪道路を歩いた。（参加者 5,000 人）

(4)　寝屋川 元気 夢まつりを打上川治水緑地で開催

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加者数	中　止 （新型インフルエンザによる）	26,935 人	27,153 人

⑥評価

(1)　今後とも、市民がスポーツを安全かつ効果的に行っていけるよう、指導者の資質向上と、スポーツリーダーズバンク制度の周知・活用を図っていかなければならない。また、スポーツ基本法（H23.８.24）の施行により、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整役としてのスポーツ推進委員の役割が重要性を増していることから、今後、スポーツ推進委員会等で、その役割等について研究・検討していく必要がある。

(2)　ＮＰＯ法人市スポーツ振興連盟加盟の 25 団体（市スポーツ少年団含む）及び池の里クラブに対する必要な支援と自主運営を促進したことにより、安定的な運営に寄与することができた。

	また、各スポーツ団体に属する市民の数が減少傾向にあるため、今後、市民ニーズの把握に努めるなど、スポーツ団体の努力等と併せ支援を検討していく必要がある。 (3)(4)　各種スポーツ事業等（市民体育大会、北河内・府等大会、スポーツ教室、寝屋川 元気 夢まつりなど）を各競技団体等とともに展開し、多くの競技者・参加者を得るなど、市民の健康増進や体力の向上、交流機会の創出等を図ることができた。今後ともスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを考える事業に参画することのできる機会について、市民と協働し、醸成していく必要がある。

21　スポーツ施設の整備・充実

①施策の展開	スポーツ施設の整備・充実	課名	文化スポーツ振興課
②取組概要	市民が安全で快適に利用できるよう、市民体育館への冷暖房空調設備の設置など、スポーツ施設の整備・充実に努める。 市民が地域でスポーツに参加できるよう、学校体育施設の活用に努めるとともに、民間などの体育施設の利用について協力を得る。		
③構成取組	(1)　市民体育館管理運営事業 (2)　淀川河川グランド管理運営事業 (3)　野外活動センター管理運営事業 (4)　学校体育施設活用事業 (5)　学校夜間照明設備管理運営事業		

④取組計画	(1)　市民体育館の指定管理者による効率的・効果的な管理運営に努める。また、耐震補強設計（実施設計）を実施するとともに、柔道場に冷暖房空調設備を設置する。 (2)　淀川河川グランドにおいては、除草業務委託や撤去訓練を実施する。 (3)　野外活動センターの指定管理者による、効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、ウグイス棟の防虫塗装工事を実施する。 (4)(5)　学校体育施設・学校夜間照明（５中学校）をはじめ、民間等の体育施設の協力を得て、スポーツ活動場所の有効活用を図る。

⑤取組実績

(1)　市民体育館においては、耐震補強設計委託・大体育室天井水銀灯の修繕・柔道場空調設備設置工事を実施した。

・　指定管理者による効率的・効果的な管理運営を行うとともに、より適正な管理運営となるよう、実地調査や指定管理者からの事業報告等による実績検証を実施した。

＜市民体育館利用状況＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
個人利用	49,391 人	52,430 人	52,673 人
団体利用	141,283 人	141,877 人	145,113 人
計	190,674 人	194,307 人	197,786 人

(2)　淀川河川グランドの除草業務委託や撤去訓練を実施した。

＜淀川河川グランド利用状況＞

	大会利用	一般利用	合計
	利用者数 （団体数）	利用者数 （団体数）	
平成 21 年度	86,500 人 （2,012 団体）	21,498 人 （585 団体）	107,998 人 （2,597 団体）
平成 22 年度	98,865 人 （2,293 団体）	15,646 人 （448 団体）	114,511 人 （2,741 団体）
平成 23 年度	108,900 人 （2,410 団体）	16,750 人 （425 団体）	125,650 人 （2,835 団体）

(3)　野外活動センターにおいては、ウグイス棟防虫塗装工事及びいちょう棟・もみじ棟の階段の修理を実施した。

・　指定管理者による効率的・効果的な管理運営を行うとともに、より適正な管理運営となるよう、実地調査や指定管理者からの事業報告等による実績検証を実施した。

＜野外活動センター利用状況＞

		団体		ファミリー		合計
		日帰り	宿泊	日帰り	宿泊	
平成21年度	延利用者数(人)	9,321	4,745	4,202	2,554	20,822
	延利用団体(件)	171	147	373	311	1,002
平成22年度	延利用者数(人)	9,151	5,625	4,408	2,398	21,582
	延利用団体(件)	142	130	369	235	876
平成23年度	延利用者数(人)	9,154	5,859	4,103	2,434	21,550
	延利用団体(件)	132	148	313	267	860

(4)　学校体育施設の有効活用を図り、市民が日常的にスポーツ活動をできる場の提供に努めた。

＜学校体育施設利用状況＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	611,292人	610,797人	611,770人
利用件数	16,771件	17,160件	16,885件

(5)　夜間照明設備を有する５中学校の協力を得て、夜間においても市民がスポーツ活動をできる場を提供した。

＜学校夜間照明利用状況＞（市内５ヶ所）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	60,023 人	53,649 人	37,521 人
利用団体数	1,251 団体	1,180 団体	941 団体

※　平成 23 年度は５中学校のうち、３中学校において、照明設備の修繕のため使用できない期間があった。

⑥評価

(1)　市民体育館における冷暖房空調設備の設置により、スポーツ環境が向上し、団体利用・個人利用の利用者数の増加に寄与した。

・　市民体育館については耐震補強設計を実施しており、今後、新たな指定管理者（平成 25 年度～）と協議する中で、耐震化工事の実施期間を決定し、市民への周知や代替施設の検討を行っていく必要がある。

・　指定管理者による管理運営を行うとともに、実績検証を実施し改善事項を指示するなど、より適正にかつ効率的・効果的な管理運営となった。また、平成 24 年度は指定管理期間の最終年にあたるため、引き続き効率的・効果的な管理運営にあたるよう指示を行った。

(2)　淀川河川グランドでは、設備の拡張などにより大会利用・一般利用とも利用人数・団体の増加が図られた。

(3)　野外活動センターのスポーツ・レクリエーション施設の老朽化がみられ、利用者の利便性をめざすためには、今後計画的に改善する必要がある。

・　引き続き指定管理者による管理運営を行うとともに、実績検

	証を実施し改善事項を指示するなど、より適正に、かつ効率的・効果的な管理運営となった。 (4)　各学校の協力を得て、学校体育施設等の有効活用を図ることができ、市民へスポーツ活動の場を提供することにより、スポーツ活動の促進を図ることができた。さらに、民間体育施設など、その他のスポーツ施設の利用を検討していく必要がある。 (5)　学校夜間照明施設の老朽化による修繕の必要性があり、年次的に修繕を行っていく。

Ⅲ　語句説明

語句説明

番号	語句	語句説明	ページ
(1)	ふれあい図書ルーム	親子ふれあい、地域交流の場として、図書ルームの開放及び本の貸し出しを行い、開かれた幼稚園づくりの一端として実施している。	3
(2)	めざす子ども像	「ふくらまそう夢、育てよう未来の宝」をスローガンに、５つのめざす子ども像を明確にし教育活動を推進している。具体的には、「確かな学力」「学ぶ意欲・学ぶ習慣」「コミュニケーション力と情報活用能力」を身に付け、「心豊かで思いやり」があり、「健康で元気な」子どもの育成をめざしている。	6
(3)	寝屋川12学園構想	小中一貫教育６年間の成果と課題をふまえ、さらなる目標に近づけるよう、平成23年度を「小中一貫教育第２ステージ」のスタートと位置づけ、各中学校区の３校が一体となって特色ある取り組みを推進するもの。	6
(4)	少人数教育推進人材	各学校において、少人数教育およびチームティーチング等を担当する市費アルバイト人材。小学校1名、中学校２名の合計48名を配置している。	10
(5)	寝屋川市小中一貫教育アクションプラン	子どもたちの学力、心力、体力の向上に向けて、具体的な取り組みを紹介し、今後５年後、10年後の数値目標を設定した冊子。	11
(6)	ＩＣＴ活用指導力調査	文部科学省が教育の情報化の目標達成状況（校内ＬＡＮ整備率、教育用コンピュータ１台当たりの児童生徒数、コンピュータを使って指導できる教員の割合等）を把握するために、平成18年度から実施している調査。	12
(7)	児童英検（ブロンズ・シルバー・ゴールド受検）	児童英検は、英語に親しみ、外国の文化を理解することを目標とした児童向けのリスニングテストであり、「ブロンズ」「シルバー」「ゴールド」の３段階がある。受検の目安は、小学校の英語活動（50分のレッスンを週１回受けている場合）で言えば、「ブロンズ」１年半～２年、「シルバー」２年半～３年半、「ゴールド」４年～５年以上程度とされる。	15
(8)	使える英語プロジェクト事業	大阪府教育委員会が作成する、「英語を使うなにわっ子」育成プロジェクト案を踏まえ、創意工夫を生かした実践研究を行い、その成果を普及することにより、英語教育の充実を図る事業（平成23年度～25年度の３年間事業）。	15

語句説明

番号	語句	語句説明	ページ
(9)	スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的知識を所持し、社会福祉の理念に基づいて、子どもたちの問題に生活の視点で関わる専門職。スクールカウンセラー（SC）が主に個人の内面に焦点を当てるのに対して、スクールソーシャルワーカー（SSW）は、生活の視点で子どもに関わるすべての背景や状況を視野に入れて判断し、必要に応じて関係機関と調整・連携を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。	19
(10)	ハートプログラム	大阪府青少年活動財団と寝屋川市教育委員会が共同開発している人間関係づくりのプログラム。米国の体験学習プログラムなどの技法をアレンジして組み立てており、一つひとつのゲームを通して、お互いを尊重すること、グループ内でのコミュニケーション、自主性・積極性・創造性を身につけることを学ぶ。	20
(11)	「ユニバーサルデザインの授業」づくり	すべての人々にとって利用しやすい製品、建物、環境をデザインするという「ユニバーサルデザイン」の考え方を毎日の授業の中に取り入れ、障がいのあるなしにかかわらず、だれにもわかりやすい授業を工夫すること。	25
(12)	学習到達度調査	小学２年生から５年生を対象に国語と算数、中学１、２年生を対象に国語、数学、英語、中学３年生を対象に英語について、学習指導要領に定められている学習内容の定着度を、すべての児童生徒について測る市独自の調査のこと。（平成15年度より実施）各学校は、この調査結果を活用して、児童・生徒一人ひとりの学習指導方法の工夫改善に取り組んでいる。	28
(13)	教育情報化コーディネータ	児童生徒の情報活用能力の向上を図るため、教員に電子黒板等のＩＣＴ（情報通信技術）機器を活用した授業の支援をしたり、デジタル教材の作成方法を指導する者として小中学校に配置している。	28
(14)	中学生サミット	市内全12中学校の生徒会執行部員が集まって情報交換することや、自分たちの問題について自分たちで考えることを通して、学校をより活性化することを目的として立ち上げられた組織。平成19年に設置され、年２回のサミット会議を行うとともに、「いじめ撲滅」「環境美化」「笑顔挨拶」の３部門に分かれた活動も行っている。	29
(15)	小学校校庭芝生化	子どもがみどりに親しめる環境整備や、地域住民と学校との交流を目的とした、府・市・地域等による協働事業。	32

語句説明

番号	語句	語句説明	ページ
(16)	学校安全監視員	校門周辺及び校内の安全監視、児童の安全監視、校内の巡視を行い、不審な者の構内への侵入を警戒等する者。	32
(17)	耐震化率	81年にできた「新耐震設計基準」に基づいて設計された新しい建物と、同基準ができる前の建物であっても補強工事をした建物ならば、耐震性があると認められる。それらの数を、全体の建物数で割った割合が「耐震化率」。	33
(18)	学校給食衛生管理基準	文部科学省が学校給食における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示した基準。 主な内容は、学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理体制、学校給食従事者の健康管理、献立作成上の留意点、食品点検検査、食品購入の注意事項、調理の原則などを定めている。	39
(19)	地域教育協議会	平成12年度に大阪府の独自の取り組みとして、学校・家庭・地域が協働して教育コミュニティづくりを進め、人間関係を築く中で「地域の子どもは地域で育てる」という機運を醸成し、地域が一体となって子どもの健全育成を図っていく目的で市内12中学校区に設立された組織。主な構成メンバー（ＰＴＡ・自治会・青少年指導員・民生委員・学校園関係者など）	43
(20)	学校支援地域本部事業	平成20年度に国庫補助事業の取り組みとして、学校活動を支援するため、学校の求めに応じて、コーディネーターが地域のボランティアを活用し、学校と地域を結びつけ学校教育活動、地域コミュニティの推進をめざす事業であり、各中学校区の地域教育協議会に委託している。	43
(21)	放課後子ども教室	小学校の校庭や体育館等の学校施設を利用して、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの居場所（活動拠点）を設け、地域のボランティアの方々の参画・協力を得て、学習やスポーツ・文化活動等さまざまな体験を子どもたちに提供する事業。	47
(22)	寝屋川リーダーズセミナー小学生クラブ	小学４年～６年生を対象に、校区を越えた異年齢の交流を行い、自然体験や国際交流、キャンプ活動を通じて社会への視野を広げ、将来のリーダーとして活動する基盤を形成するクラブ。	48
(23)	寝屋川リーダーズセミナー中高生クラブ	中高生を対象に、校区を越えた異年齢の交流を行い、社会体験や国際交流、ボランティア活動、寝屋川リーダーズセミナー小学生クラブの子どもたちへの指導・交流等を通じて次世代を担うリーダーの養成をめざすクラブ。	48

語句説明

番号	語句	語句説明	ページ
(24)	青少年居場所づくり事業	中学生から概ね30歳までの青少年が気軽に立ち寄れ、一人で書籍を読むなどしてすごせる「居場所」、不安や悩みを聞いてもらえる「相談」スペース、世代の近い青少年が「交流」できるコミュニケーションの場を提供する事業。	49
(25)	まちのせんせい事業	自らの経験や学習で得た得意な技術・技能・知識を活かし、生涯学習ボランティアとして地域社会の生涯学習に積極的に役立ちたいという熱意や意識を持ち、養成講習会を受講修了した人を「寝屋川市まちのせんせい」として認定し、市域における生涯学習の普及に努める事業。	51
(26)	社会教育主事	社会教育法第９条の２に基づき教育委員会の事務局に置かれる専門的職員。社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える役割を担う。	51
(27)	指定管理者	指定管理者制度（公の施設に民間の活力を導入し、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費縮減を図るための制度）に基づき、地方公共団体から指定を受けた者をいう。	51
(28)	eブック	電子書籍のことで従来の印刷物ではなく、電子機器の画面で読むことができる出版物。電子ブック、デジタルブックともいう。	57
(29)	デイジー図書	ＣＤ－ＲＯＭに、世界の点字図書館で合意したフォーマットによって、音声情報を記録しているもの。デジタル録音図書の国際基準の頭文字をとってデイジー図書と呼んでいる。	61
(30)	デイジー再生機	視覚障がい者等のための、デジタル録音図書を再生する専用の補助具のこと。	61
(31)	拡大読書器	モニター画面に文字等を大きく映し出す、視覚障がい者のための補助具。ズームでの高倍率や、鮮明な画像を得ることができる。	61

語句説明

番号	語句	語句説明	ページ
(32)	家庭教育サポートチーム	子育てやしつけに不安や悩みを抱く家庭に対して、各小学校や関係機関と連携し、家庭訪問・相談活動等により総合的に支援する。各サポーターは１コミセンエリア（２中学校エリア）に１名配置し、コーディネーター１名と６名のサポーターでチームとして活動している。	63
(33)	アルカスホール	文化の振興とにぎわい創出の拠点として、平成23年４月にオープンした地域交流センター。施設内のメインホールは音楽ホールとしてのクオリティが高く、スタインウェイピアノを２台有しており、コンサートをはじめ、演劇、古典芸能、講演、セミナー、発表会など目的に合わせて利用できる。	66
(34)	文化振興会議	「寝屋川市文化振興条例」第11条の規定により、市民・学識経験者・関係団体の代表者等で組織し、教育委員会の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項について意見を述べる市の審議会。	67
(35)	スポーツリーダーズバンク	スポーツ活動普及のために、スポーツインストラクター養成講習会修了者を登録し、依頼に応じて人材を派遣する制度。	74
(36)	総合型地域スポーツクラブ	年齢や性別等にとらわれず、多世代の地域住民が多種目のスポーツを指導者の下で楽しむことができるスポーツクラブ。	75

Ⅳ　資　　料

①平成23年度教育委員会会議の開催状況

開催日	場所	報告事項				議決事項					合計
		委嘱任命	意見聴取	人事	その他	委嘱任命	意見聴取	規則改正	人事	その他	
H23 4.13	エスポアール			3		1					4
5.11	エスポアール	3		1		2	1				7
6.15	エスポアール	1	1	2	2				1	1	8
7.20	エスポアール				4	1			1	2	8
臨時会 7.27	保健福祉センター									1	1
8.24	エスポアール			1	1	1	1	2		3	9
9.28	エスポアール			2	3					2	7
10.26	エスポアール			1						1	2
11.30	エスポアール		1					1		1	3
12.21	エスポアール			1	1						2
H24 1.18	エスポアール			1						3	4
臨時会 1.23	教育長室									2	2
2.15	エスポアール						1	4	1	4	10
3.28	エスポアール				1	1		4		1	7
		4	2	12	12	6	3	11	3	21	74

報告案件　30　　議決案件　44

●教育委員の行事等の出席状況

	教育委員会議（定例会・臨時会）	市議会傍聴（一般質問・代表質問）	研修会	学校園行事	社会教育行事	その他	合計
23年度(B)	14 日	10 日	4 日	5 日	9 日	11 日	53 日
22年度(A)	14 日	11 日	5 日	6 日	8 日	11 日	55 日
増減(B)-(A)	0 日	△ 1 日	△ 1 日	△ 1 日	1 日	0 日	△ 2 日

② 寝屋川市教育委員会事務局行政機構図

平成24年4月1日現在

		部	課・園等	主な事務
教育委員会	教育長	学校教育部	教育総務課	教育委員会の会議、教育委員会事務局の人事管理、就学援助事務
			施設給食課	学校園施設の修繕及び学校給食の企画
			学務課	児童,生徒の転出入、教職員の人事、学校保健の企画、通学安全、幼稚園運営
			教育指導課	学校園教育・人権教育の計画及び指導助言、教職員の研修
			教育研修センター	教職員研修、教育に関する研究成果の普及、教育相談
			市立小学校	東、西、南、北、第五、成美、明和、池田、中央、啓明、三井、木屋、木田、神田、堀溝、田井、桜、点野、和光、国松緑丘、楠根、梅が丘、宇谷、石津
			市立中学校	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、友呂岐、中木田
			市立幼稚園	北、中央、南、神田、池田、啓明
		社会教育部	社会教育課	生涯学習の総合調整、社会教育施策の立案、留守家庭児童会事業の運営、エスポアール、教育センター及び中央公民館に関すること
			文化スポーツ振興課	文化芸術振興、文化財の収集等、池の里市民交流センター、体育館等の体育･スポーツ施設、野外活動センター、地域交流センター、体育･スポーツ事業の推進
			埋蔵文化財資料館	寝屋川市に関係する埋蔵文化財等の資料の収集、保管、展示をする施設
			中央図書館	図書館に係る企画及び運営、読書会等の開催、移動図書館、市史、市民ギャラリー
			東図書館（分館）	図書館の分館に係る企画及び運営
			地域教育振興課	地域・家庭における教育施策の推進、成人教育の推進、青少年の健全育成

③ 教育委員会事務局及び学校園の職員数の推移

（単位：人）

部課等 ＼ 年度		H22 A	H23 B	構成比 %	対前年比較 B－A	%	H24 C	構成比 %	対前年比較 C－B	%
学校教育部	部付	4	4	2.0	0	100.0	5	2.5	1	125.0
	教育総務課	13	13	6.5	0	100.0	13	6.6	0	100.0
	施設給食課	12	12	6.0	0	100.0	13	6.6	1	108.3
	学務課	13	12	6.0	△ 1	92.3	12	6.1	0	100.0
	教育指導課	16	16	8.0	0	100.0	16	8.1	0	100.0
	教育研修ｾﾝﾀｰ	5	5	2.5	0	100.0	5	2.5	0	100.0
	小学校 学校の用務	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小学校 給食調理員	54	50	24.9	△ 4	92.6	48	24.4	△ 2	96.0
	中学校 学校の用務	12	12	6.0	0	100.0	12	6.1	0	100.0
	幼稚園	32	28	13.9	△ 4	87.5	27	13.7	△ 1	96.4
学校教育部　計		161	152	75.6	△ 9	94.4	151	76.6	△ 1	99.3
社会教育部	部付	2	1	0.5	△ 1	50.0	1	0.5	0	100.0
	社会教育課	13	12	6.0	△ 1	92.3	11	5.6	△ 1	91.7
	文化スポーツ振興課	15	13	6.5	△ 2	86.7	11	5.6	△ 2	84.6
	中央図書館	12	13	6.5	1	108.3	13	6.6	0	100.0
	中央公民館	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域教育振興課	12	10	5.0	△ 2	83.3	10	5.1	0	100.0
社会教育部　計		54	49	24.4	△ 5	90.7	46	23.4	△ 3	93.9
教育委員会　合計		215	201	100.0	△ 14	93.5	197	100.0	△ 4	98.0

（H24年４月１日現在）

＊ 教育長は、学校教育部に含む。

④児童生徒数・園児数の推移

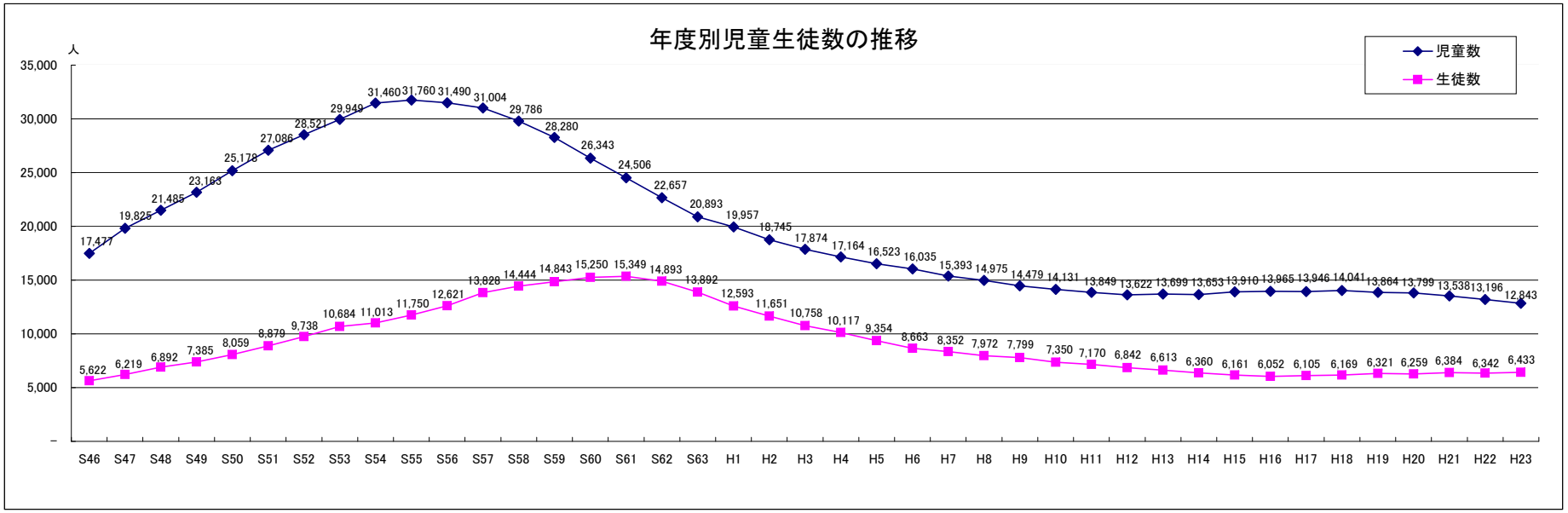

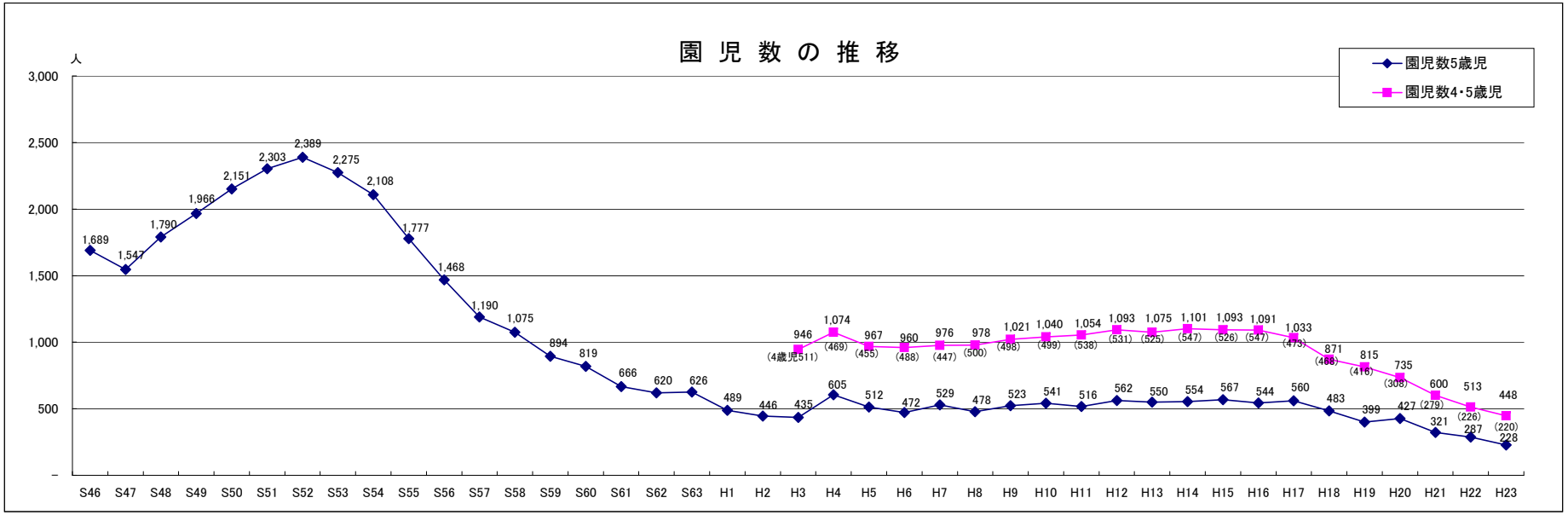

⑤教育費歳出の状況

※平成23年度については、決算見込み。

（1） 教育費と一般会計の推移

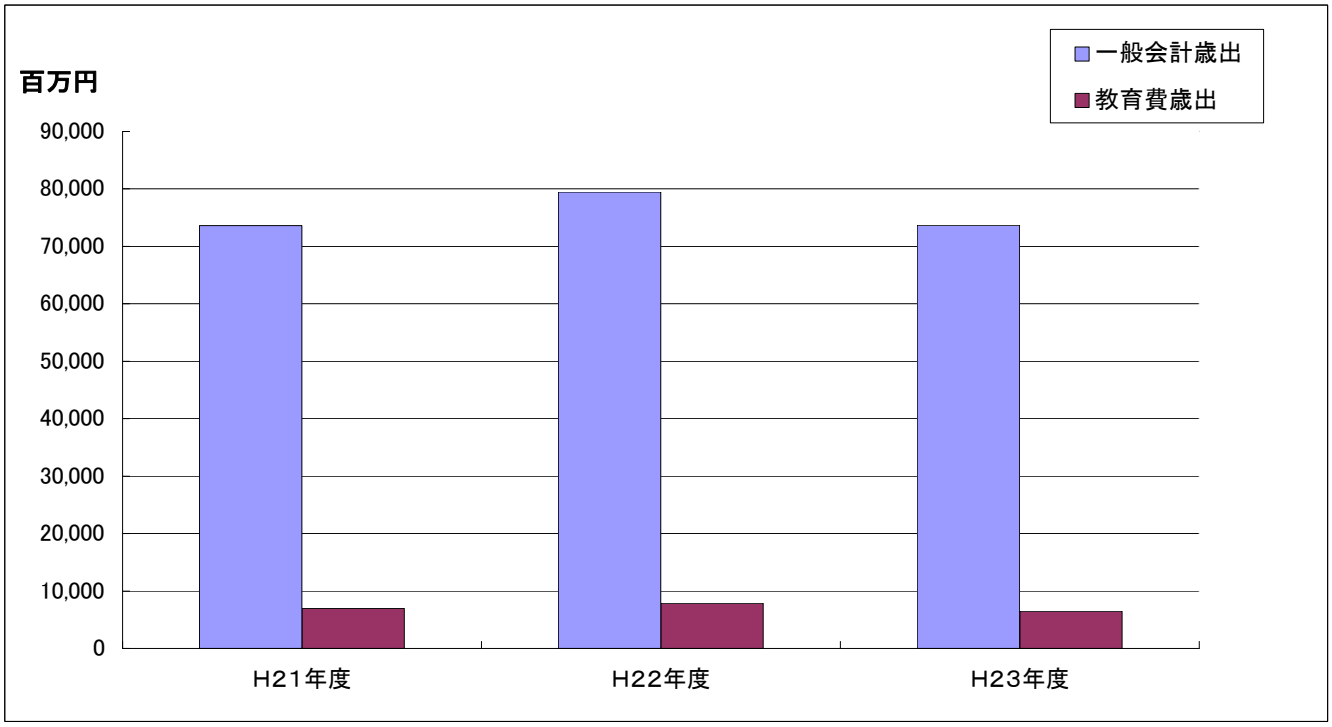

（千円）

	H21年度	H22年度	H23年度
一般会計(人件費含)	73,630,365	79,454,131	73,655,389
教育費	6,952,218	7,876,584	6,439,175
うち、人件費	2,186,914	2,103,421	1,971,270
教育費の割合	9.4%	9.9%	8.7%
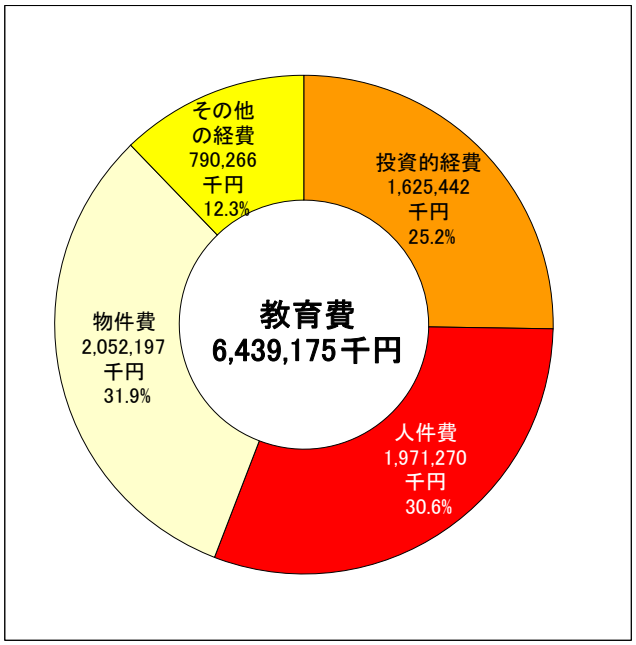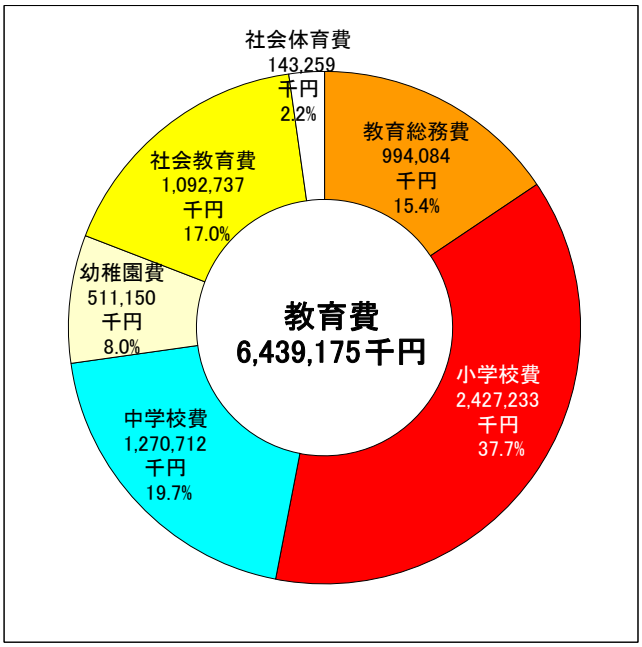
（2） 平成23年度 決算内訳